

**男女共同参画プランよっかいち 2015～2020**  
**平成27年度事業進捗状況報告書**

平成28年11月  
四日市市

## 〔目 次〕

はじめに	1
男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 の体系図	2
1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	3
《事業評価表》	5
基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における 男女共同参画の推進	10
《事業評価表》	15
基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)	23
《事業評価表》	27
基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる 社会づくり	39
《事業評価表》	41
2. 審議会による評価	45
3. 参考とする指標	47

はじめに

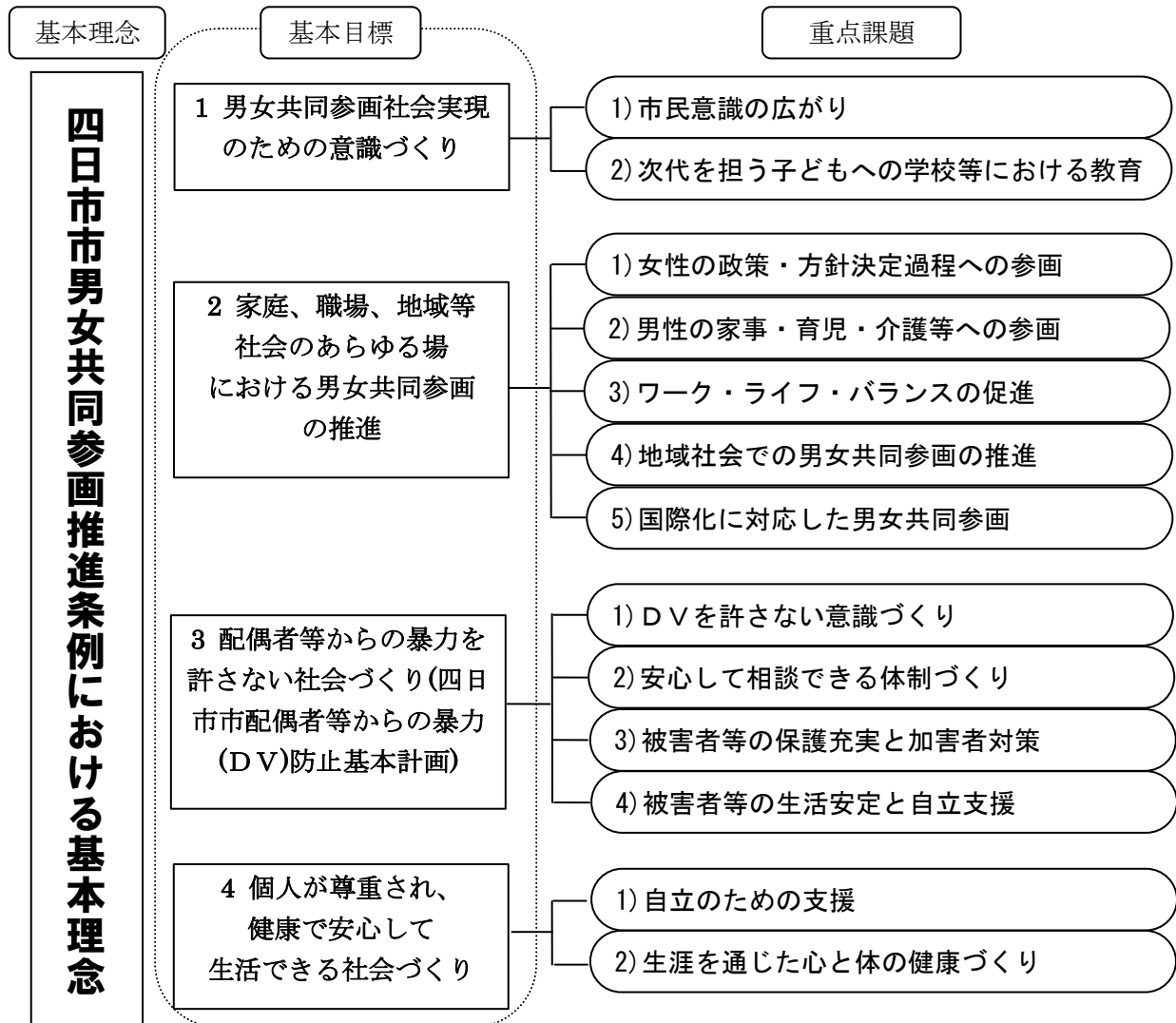
四日市市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、条例に基づく基本計画である「男女共同参画プランよっかいち」を5年間の計画として平成22年3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向け推進してきました。この計画が平成26年度に終了したことから、新たな計画として、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」を策定し平成27年4月からスタートしました。平成32年度までの6年間を期間とするこの計画に基づき、男女共同参画社会実現に向け、市民との協働により、施策を推進しています。

今回は、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」の初年度である平成27年度の事業の実施状況について評価を行ったものです。評価の仕方については、まずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、次年度に向けての方向を示します。その結果と数値目標の進捗状況を併せたものを基に、男女共同参画審議会において重点課題ごとの評価、及び総括評価をいただいたものです。

今後も男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

なお、この報告書は、条例第19条に基づき公表する年次報告書になります。

## 男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 の体系図



# 1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

### 1、目標指標と評価

#### ●重点課題1「市民意識の広がり」

目標指標「さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	67%
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	75%
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	80%

(注) 理解した人/アンケート数

#### 指標の設定について:

啓発により市民意識を高めるために、さんかくカレッジ等の講座を開催しており、さんかくカレッジ参加者アンケートから男女共同参画を理解した人の割合を指標とした。目標については、講座に参加した人のうち、理解した人が基準値では 67%であるため、理解した人を増やしていくこととし 80%と設定した。  
(参考値) H26(2014)年度：69%

#### [平成27年度の評価]

平成 27 年度のさんかくカレッジの実績は、市民グループからの提案が 4 企画 17 講座あり、トータルでは 10 企画 27 講座を実施し、延べ 529 名の参加があった。アンケート回収数 203 件の内、男女共同参画について理解できたと回答があった件数は 153 件で、理解された割合は 75%であった。平成 26 年度の 69%より 6%上昇しており、今後も引き続きジェンダーや男女共同参画について講座の開催等によりわかりやすく伝えていくことが必要である。

#### ●重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

目標指標「男女平等教育の出前講座開催数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	66回
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	75回
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	90回

#### 指標の設定について:

男女平等について学ぶ有効な一つ的手段として、男女共同参画課が学校等へ行っている男女平等教育の出前講座の開催数を指標とした。目標については、市内のすべての幼稚園、保育園、小学校の 2/3 程度、中学校については 1/2 程度、それ以外（私立、高校、大学）については 1/3 程度で講座を開催することとして、90回を設定した。  
(参考値) H26(2014)年度：56回

#### [平成27年度の評価]

平成 27 年度の男女平等（デートDV予防）教育出前講座の実績は、幼稚園・保育園で 18 カ所 22 回、小学校で 11 カ所 36 回、中学校で 8 カ所 9 回、高校 3 カ所 3 回、大学 1 カ所 1 回、教員・学童保育所 4 カ所 4 回、合計 45 カ所 75 回実施した。平成 26 年度に比べ開催数は増加しており、今後は、実施した学校等には継続して開催していくこと、未実施の学校等には予防教育を実施することの必要性について、説明しながら、開催校数を増やしていくことが必要である。

## 2、平成27年度の主な取り組み状況

### ●重点課題1「市民意識の広がり」

#### 施策の方向Ⅰ「人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習」

- ①平成27年度のカレッジでは、夫婦での家事・育児、まちづくりなどの様々な分野で、また、働きたい女性、若夫婦、更年期の女性・男性、育児中の男性などを対象とした講座を10企画27講座開催し、延べ529人の参加があった。【コード1、2】
- ②地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶ講座を開催するとともに、大規模災害時に、トイレ・衛生・防犯対策など男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引きを作成した。【コード:2】
- ③男女共同参画センターで、登録グループが互いにどのように活動しているのか、どんな活動をしているのかを知り、良い点を吸収しグループとして成長することを目的に、登録グループ同士が情報交換できる場の設定を行った。また、男女共同参画の理解を深めるための研修を実施した。【コード:6】

### ●重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

#### 施策の方向Ⅰ「男女共同参画の視点に立った保育と学校教育を推進」

- ④各種研修会や要請訪問等の機会を捉えて、学校、地域、家庭における男女共同参画を目指した教育の推進を図った。また、性的少数者の人権にかかわる問題についての研修会も実施した。【コード:1】
- ⑤ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、相手の意見も受け入れていく力を育成し、個を大切にしたい保育の充実を図った。また、すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようなキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につなげた。【コード:2】

#### 施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

- ⑥市内の保育・幼稚園、小・中学校、高校、大学等で、ジェンダーやデートDV予防の出前講座を45カ所で開催し4,810人が受講した。【コード:3、4】
- ⑦産前産後サポート事業を開始し、専任保健師を中心に必要な妊婦に対し相談支援を実施し、553件の相談を受け、育児不安の解消に努めた。【コード:5】
- ⑧インターネット被害防止等啓発パンフレットを作成し、学校・園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付を行ったとともに、各学校・園、地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発を行った。【コード:7】

## 3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅰ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり  
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆講演会、映画祭、シンポジウム等の開催</li> <li>◆市民グループ(団体)との協働による講座の開催</li> <li>◆情報紙はもりあの発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さんかくカレッジ(市民企画含む)10企画27講座実施(参加人数 延べ529人)</li> <li>・映画上映 1回(参加人数 514人)</li> <li>・DV防止講演会 1回(参加人数 32人)</li> <li>・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件)</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度のカレッジでは、夫婦での家事・育児、まちづくりなどの様々な分野で、また、映画上映やDV防止講演会を通じて、男女共同参画についての理解を進められた。</li> <li>・毎月発行する情報紙はもりあに、国や市の取り組みや身近な視点からの記事を掲載することで、男女共同参画の理解を促し進められた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き同様の事業を進めていくが、中には参加者が少なかった講座もあることから、周知方法や参加しやすい日時設定など検討し、参加者を増やしていく。</li> </ul>	男女共同参画課
2	男女共同参画意識を育てる講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆さんかくカレッジの実施</li> <li>◆出前講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さんかくカレッジ(市民企画含む)10企画27講座実施(参加人数 延べ529人)</li> <li>・出前講座等の実施 4回</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度のさんかくカレッジは、働きたい女性、若夫婦、更年期の女性・男性、育児中の男性などを対象とした様々な講座を開催することができ、幅広い世代や対象の人に男女共同参画の啓発を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代や性別によって、男女共同参画の理解しづらさは異なるが、女性のエンパワメントとともに、男性の理解を進めることも必要であることから、様々な対象を設定した講座を企画していく。</li> </ul>	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地区市民センターで、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座(男性の料理教室等)を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区市民センター講座</li> <li>・男女共同料理教室 1センター 4回 53人</li> <li>・男性向け料理教室 8センター 20回 403人</li> <li>・男女共同参画セミナー 1センター 5回 203人</li> <li>・男女共同防災講座 5センター 5回 217人</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性向けの料理教室を開催した。また、料理教室以外では、女性の視点を取り入れた防災講演会や、男女共同の視点からの防災とまちづくり講座等も開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き地区市民センターにおいて男女共同参画を推進するための講座の充実にも努める。</li> </ul>	地区市民センター(市民生活課)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域防災活動への女性の視点反映にかかる啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(13回連続講座) 17名受講のうち11名修了</li> <li>・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいように顔の見える関係づくりのキッカケになるような様々な講座を行うことができた。</li> <li>・大規模災害時に、トイレ・衛生・防犯対策など男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアル等の必要性を痛感した。そのため、市主催の防災講座を受講した女性をワーキンググループに選抜し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引きを作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度も継続して講座を開催していくが、参加者の世代が偏りがみられるので、創意工夫を行いながら講座を行っていきたい。</li> <li>・各地区の避難所運営マニュアルの見直しの際に、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成していけるよう啓発していく。</li> </ul>	危機管理室
			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各地区で開催する男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくりの講座について、6地区での開催を支援した。(参加人数 延べ497人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区で開催する男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくりの講座について、6地区での開催を支援した。(参加人数 延べ497人)</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるまちづくりに、男女共同参画の視点が必要であることを、防災を切り口に啓発を行った。アンケートから、参加者の多くに男女共同参画の視点が必要であることを理解していただけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度までに、市内24地区中14地区で実施することができた。理解を得られやすい防災を切り口に、今後も残りのすべての地区で実施できるよう支援を行っていく。</li> </ul>
3	男女共同参画意識を育てる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画に関する蔵書の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する図書の購入(購入 43冊、貸出 775冊)</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本も含め、男女共同参画に関する図書を購入し、貸出しを行った。購入数は下回ったが、貸出冊数は去年と同程度(H26.780冊)であった。図書の情報提供も男女共同参画意識を育てる有効な手段の一つであることから、継続して図書を充実させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出数が増えるよう、情報紙やホームページ等で新刊などを適時紹介していく。</li> </ul>	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画に関する蔵書の充実と展示の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関連した図書の収集。1階ミニ展示コーナーにて、男女共同参画も含めた人権特集を実施。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く男女共同参画に関する図書の収集を行うことができた。</li> <li>・図書の特集コーナーを設けることで、男女共同参画に関する本を紹介することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関連した図書の収集に努めるとともに、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、図書の特集コーナーを設置する。</li> </ul>	図書館
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画に関する蔵書、ビデオ等啓発資料の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書 45冊購入</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する図書をはじめ、様々な人権に関する図書を購入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き図書の購入を行い人権啓発に努める。</li> </ul>	人権センター
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画に関する蔵書の充実、ポスター等の掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する蔵書の充実にも努めた。ポスターの掲示、チラシの配架等については専用コーナーを設けた。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蔵書の充実および、わかりやすいチラシの配架等により、男女共同参画社会実現のための意識づくりを促進することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き成人・子ども向けともに男女共同参画に関する蔵書の充実にも努めるとともに、ポスター等の掲示を行う。</li> </ul>	あさけプラザ
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆四日市市の学習情報検索サイト「まなぼうや」で、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる学習情報検索において、「女性・男女共同参画」のジャンル設定を実施した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市の学習情報検索の中のジャンルとして「女性・男女共同参画」を設定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介を継続していく。</li> </ul>	文化振興課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり  
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布	・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) ・ホームページによる情報提供(アクセス数 60,122件) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等14カ所ほか) ・駅前およびショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 1,455枚	A	・情報紙はもりあ年2回の組回覧の記事には相談窓口の案内を掲載し、また、毎月広報よっかいち下旬号にも掲載し周知を図った。また、駅前及びショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを平成26年度よりも多くの女性に配布することができた。(H26:572枚)	・市広報、ホームページ、情報紙などはじめ、街頭などでの啓発も引き続き行っていく。しかし、DV相談窓口であることの周知については、加害者に知られないよう注意して行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	◇出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 14カ所実施(中学校8校、高校3校、大学1校、教職員2回、参加人数 延べ 2,394人) ・出前講座「子どもの虐待防止～子どもの声に耳をすませば～」を設定	A B	・中学校747人、高校1,493人、大学108人、教職員46人がデートDVやDVについて学んだ。「思春期の只中において、異性への関心は高いものの、実際に一対一の交際をまだしたことがない生徒が多い中学生にこそ聞かせたい内容であり、とても有意義だった。」など、教職員からは好評であった。 ・出前講座のメニューを設定し募集したが、申込がなかったため実施できなかった。	・中学校においては平成27年度までに22校中14校において実施した。引き続き未実施の中学校へ働きかけを行うとともに、全ての中学校で実施できるよう働きかけを行っていく。 ・当該講座のPRIに努める。	男女共同参画課 こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇DVIに関する啓発パンフレットの配布	・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等14カ所ほか)	A	・デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に対し、講座終了後もふりかえりができるようにパンフレットを配布した。	・啓発パンフレットを配架するほか、出前講座等印象に残りやすい機会をとらえて、配布するよう努めていく。	男女共同参画課
		◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・子育て情報「すくすく子育て親子でくすくす」を作成・配布し、啓発を行った。	A	・子どもの目での暴力が虐待にあたることを「すくすく子育て親子でくすくす」の中で紹介し、9,000部作成・配布し啓発を行った。	・他の情報誌と統合し内容を充実させ、引き続き作成・配付に努める。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇保育園・幼稚園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会などを通じて、暴力(DV)防止の啓発を行った。	A	・各園において、あらゆる機会を通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。	・引き続き同様の事業を進めていき、保護者への理解を深められるようにしていく。	保育幼稚園課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座を、市内公私幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施実施団体 38団体	B	・委託契約の仕様書に取り組みの一例として紹介したが、今年度においては、DVIに関する内容の講座を実施したPTAはなかった。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
6	市民グループ(団体)の活動への支援	◇男女共同参画に関する情報提供や研修の実施	・登録グループのつどい 2回開催(参加人数延べ 61人) ・登録グループを対象に研修を実施 2回開催(「男女共同参画と現代的課題」、「方針決定の場へもつと女性を」、参加人数延べ 50人))	A	・登録グループ同士が情報交換できる場の設定を行ったほか、男女共同参画の理解を深めるための研修を実施した。他のグループとの情報交換する機会はありませんことから、終了時刻を超えても終わらないなど好評であった。	・登録グループが互いにどのように活動しているのか、どんな活動をしているのかを知り、良い点を吸収しグループとして成長していていることから、引き続き情報交換できる機会を設けていく。	男女共同参画課
			・DVIに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を取り入れて話をした。	B	・DVIに特化した依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、命の大切さについて考える内容をとり入れて話をすることができた。	・市P連等への呼びかけを行いながら、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	人権・同和教育課
7	男女共同参画の視点に立った広報の推進	◇男女共同参画に関する広報(広報紙などのメディアの活用)の実施	・「広報よっかいち」の準特集掲載(6月上旬号)	A	・「広報よっかいち」の準特集を通して、男女共同参画の理解を深めるための啓発を行った。	・「広報よっかいち」をはじめ、GTYの「ちゃんねるよっかいち」やエフェムよっかいちの「人権を確かめよう日」などを活用し、多くの人への啓発につながるような情報発信に努めていく。	広報広聴課
8	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	◇男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・広報紙、テレビ、ラジオなど広報媒体による男女共同参画の視点に立った情報発信 ・庁内に掲示するポスター、広告等の表現が適切であるかどうかを確認 など	A	・各種広報媒体による情報発信において、男女共同参画の視点から、表現や表記を行った。 ・庁内に掲示するポスター、広告等の表現が適切であるかどうかを確認した。 など	・今後も、性別による役割分担をイメージさせる表現を避けるなど、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めていく。 ・庁内に掲示するポスター、広告等の表現が、男女共同参画の視点から適切であるかどうかを引き続き確認する。 など	全所属
9	男女共同参画の視点からのメディアリテラシーの向上	◇メディアリテラシーに関する講座の開催	・メディアリテラシー講座の実施 1回(「情報社会におけるメディアリテラシーの重要性―男女共同参画の視点を含めて―」、参加人数 71人)	A	・市民及び市職員向けの講座を実施した。メディアリテラシーそのものの講義部分が多く、男女共同参画の視点からのメディアリテラシーにもう少し時間をかけるとよかった。	・初めて依頼した講師であったが、メディアリテラシーの専門ではあるものの男女共同参画の視点への踏み込みが難しかった。講師の選定や事前の打ち合わせを十分に行っていく。	男女共同参画課



男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり  
 重点課題1 市民意識の広がり

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
10	誰もが学習できる環境(託児等)の整備	◇地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して、必要に応じた託児を実施	・親子で参加できる講座の設定や、必要に応じて託児を行った。	A	・地区市民センターにおいて、必要に応じて託児を行ったほか、乳幼児も参加できる講座を開催した。	・引き続き必要に応じて、託児や乳幼児とともに参加できる講座の開設を行う。	地区市民センター(市民生活課)
		◇市民大学一般クラスにおける託児のあるコースの設定	・これまで通り、託児ありの講座に対して運営費の上乗せをするため予算化し募集した結果、2コースで設定した。利用は3件、7人であった。	A	・講座の対象が中高年齢層であるコースは設定できないものの、運営費の上乗せを予算化することにより、各コースに設定を促す効果はあり、平成27年度は実績もあった。	・今後も引き続き、託児設定の運営費上乗せを予算化し、託児のあるコースの設定を促していく。	文化振興課
		◇手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	・実績なし(該当者なしのため)	A	・23年度からの連続講座。託児を必要とする受講者がいなかった。	・今後も講座の開催日程によっては、必要に応じて託児を行っていく。	障害福祉課
		◇子育てに関する講座開催時の託児の実施	・子育て講演会 ・父親の子育てマイスター養成講座	A	・未就園児の保護者に向けた講演会において託児を実施することができた。 ・父親の子育てマイスター養成講座において、希望する託児すべてを受け入れることができた。	・引き続き講座において託児を実施し、誰もが学習できる環境整備に努める。	こども未来課
		◇人権センター事業での託児の実施	・よっかいち人権大学あすてつぷ：7講座、託児数23名	A	・よっかいち人権大学あすてつぷでは募集の際に託児付講座であることを案内した。	・引き続き、来年度の募集の際も託児付講座であることを案内していくとともに、ステップアップ講座でも託児を実施するか検討する。	人権センター
		◇男女共同参画センター全事業での託児の実施 ◇他の所属への託児設定の働きかけ	・子ども向け以外のすべての講座で実施(託児人数 延べ128人)	A	・子ども向け講座を除く、26講座で託児を実施した。また、職員研修で他の所属に向けて、託児設定の呼びかけを行った。	・今後も子ども向け講座以外のすべての講座で託児の設定を行っていく。また、あらゆる機会を通じて、他の所属にも働きかけを行っていく。	男女共同参画課
11	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発	◇三重労働局雇用均等室と連携し、相談窓口の案内も含め、啓発を図る	・ハローワーク、雇用均等室との共催で実施の育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」にて周知(参加人数 延べ29人)	A	・ハローワーク、雇用均等室との共催でセミナーを実施し、これから働き始める方に、ハラスメントについて、雇用均等室より説明していただいた。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり  
重点課題2 次代を担う子どもへの学校等における教育

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	◇学年に応じた教材を活用し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動をはじめとしたあらゆる教育活動において不必要な区別、慣習の見直しを行い、性別で役割を固定することのない男女共同参画社会の実現を目指す教育をすすめる。	・学年に応じた教材を活用し、あらゆる教育活動の中で、男女共同参画社会の実現を目指す教育を進めた。	A	・わたしたちの道徳をはじめとして、あらゆる教育活動において男女共同参画社会の実現に向けた教育を、学年に応じた形で実施できた。	・今後も継続して男女共同参画社会の実現に向けた取り組み啓発を行う。	指導課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・各種研修会や要請訪問等の機会を捉えて、学校、地域、家庭における男女共同参画を目指した教育の推進を図った。性的マイノリティーに係る課題についても取り組んだ。	A	・人権教育推進委員研修会において、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」についての講演を実施し、男女共同参画社会実現に向けた教育の重要性を学んだ。また、性的少数者の人権にかかわる問題についての研修会も実施した。	・地域、家庭、学校等における固定的な性別役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女共同参画社会を目指した教育の充実を図る。また、性的少数者の人権にかかわる問題についても、継続して各種研修会や要請訪問等で啓発していく。	人権・同和教育課
		◇性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進	・男女共同参画に特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をした。	B	・男女共同参画に特化した依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を含めて話をすることができた。	・PTA保護者向けの講座を実施するよう働きかける。また、その他の人権にかかわる講座の中でも、多様な生き方を尊重することの大切さにふれるようにしていく。	人権・同和教育課
		◇園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	・家庭教育講座を、市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施。実施団体 38団体	A	・家庭教育講座において、4団体が男女共同参画の視点に立った食育(料理)講座を実施し、保護者に対する啓発を行った。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
2	性別にとらわれない個性を尊重したキャリア教育の実施	◇すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進める。 ◇「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める ◇社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職場体験活動を実施する。	・園生活の中で、例として道具箱、カバンかけ、クラス名簿、靴箱など男女別になっていないか確認した。また、園の遊びの中で遊具や色などの区別がないかを確認するなど、不必要な区別、慣習等を注視した。	A	・園において、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育を進めていくことができた。	・引き続き、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育を進めていく。	保育幼稚園課
		◇ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	・すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進めた。 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めた。 ・職場体験学習実施中学校数＝市内22中学校 ・協力事業所数延べ1039事業所	A	・すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようなキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につなげた。	・今後もあらゆる教育活動において、キャリア教育の観点で取り組みをすすめていく。	指導課
3	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・特に4歳児、5歳児に対して、機会を見つけては、ジェンダーにとらわれない保育を実施した。	A	・ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、相手の意見も受け入れていく力を育成し、個を大切にしたい保育の充実を図ることができた。	・性別にとらわれない個性を尊重した保育を実施していく。	保育幼稚園課
		◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を採り入れて話をした。 ・家庭教育講座を、市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施。実施団体 38団体	B	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったが、詳しく話をすることはできなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をすることができた。	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	人権・同和教育課
		◇保育・教育機関への人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 14か所実施(中学校8校、高校3校、大学1校、教職員2回、参加人数 延べ 2,394人) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等14カ所ほか)	A	・中学校747人、高校1,493人、大学108人、教職員46人がデートDVやDVIについて学んだ。「思春期の只中において、異性への関心が高いものの、実際に一対一の交際をまだしたことのない生徒が多い中学生にこそ聞かせたい内容であり、とても有意義だった。」など、教職員からは好評であった。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
4	④あらゆる暴力を許さない意識の啓発	◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・男女平等教育出前講座 31か所実施(保育園8園、幼稚園10園、小学校11校、学童保育所2回、参加人数 延べ 2,416人)	A	・幼稚園・保育園973人、小学校1,298人、学童保育所145人が男女平等、自己尊重について学んだ。(保護者含む)平成26年度に比べ、実施か所を増やすことができた。(H26 22か所)	・人権擁護委員との協力により、実施回数も増加傾向にある。引き続き人権擁護委員との協力のもと実施していく。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・今年度も多くの保育園、幼稚園、学童保育所からの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	A	・今年度も多くの保育園、幼稚園、学童保育所からの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	・来年度も保育園、幼稚園、学童保育所などに周知を行っていく。	人権センター

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり  
重点課題2 次代を担う子どもへの学校等における教育

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談にて実施(相談件数 5件)	A	・通常の女性のための相談、男性のための電話相談の中で相談を受けており、平成27年度は5件の相談を受けた。	・引き続き相談を受けていくとともに、相談を受ける中で、必要に応じて、みえ性暴力被害者支援センターよりこの紹介、または連携を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性感染症出前講座として四日市市保健予防課と共同して中学校2校、小学校2校の児童生徒保護者を対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また、出前講座を4校で実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導をしていく。出前講座についても継続的に取り組みをすすめていく。	指導課
		◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・産前・産後サポート事業の実施 (産前 499件 産後 54件 計 553件) ・妊産婦訪問指導 延べ 1,403件 ・妊産婦・乳幼児電話相談 5,783件	A	・産前産後サポート事業の開始により、専任保健師を中心に、すべての妊婦の状況を把握し、必要な妊婦に対し相談支援を実施することで、育児不安の解消に努めた。	・引き続き、対象者の相談内容に応じた支援を提供すると共に、関係機関との連携を図る。	こども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・青少年と家庭の悩み相談 相談実績 53件 うち、性に関する相談 2件	A	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き事業を進めていく。また、相談の内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を図るよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
6	自尊感情を育てる教育の推進	◇保育園・幼稚園における人権教育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権教育、人権教育を実施した。	A	・園児に対し、進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成していく年齢に応じた人権教育、人権教育を実施できた。	・年齢に応じた人権教育、人権教育を実施し、自尊感情を育てる保育を推進していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	すべての学校において道徳の時間を中心とした自尊感情を育む授業を行った。	A	すべての学校において道徳の時間を中心とした自尊感情を育む授業を行うことができた。	・今後も子どもたちの実態に応じ、自尊感情を育むための教育を進めていけるよう各校に働きかけていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・PTA学習会等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進した。	B	・PTA学習会等の機会にパンフレットを利用して、自尊感情を育てることの必要性を訴えることができた。	・PTA保護者向けの講座を実施するよう働きかけ、自尊感情を育てることの必要性を訴えていく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座を、市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施。実施団体 38団体	A	・家庭教育講座において、5団体が子どもの自尊感情を育てる講演会や研修会を行い保護者に対する啓発を行った。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
7	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座(e-ネット安心講座)の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。 配布数 34,100枚 ・出前講座開催数 30回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえるよう、子どもの健康診査時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	こども未来課 (青少年育成室)

## 基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

### 1、目標指標と評価

#### ●重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

##### 目標指標「審議会等の女性委員比率」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	32.2%
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	34.6%
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	35.9%
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	40%以上 60%以下

##### 指標の設定について:

女性の政策方針決定過程への参画を高めるために、市民が参加する審議会等の女性委員比率を指標とした。目標については、一方の性が40%より少なくならないように設定した。

(参考値) H26(2014)年度: 33.6%

##### 〔平成27年度の評価〕

「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに目標を設定した。委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し、また、登用率40%未満の審議会所管所属に対し、委員更新3カ月前に登用改善通知の発送を行った。その結果、昨年度を1.3%上回り、35.9%となったが、40%以上60%以下の目標値にはまだ遠い状況にある。女性委員のいない審議会等の数は前年度から3件減少し3件となり、また、男女比が10分の4未満とならない審議会の割合は50.0%から52.7%に増え、審議会の半数以上が目標を達成している状況である。改善通知を発送した17件の内9件の登用率が改善されていることから、引き続き登用率40%未満の審議会所管所属に対し働きかけを行っていく。

##### 目標指標「市の管理職(課長級以上)の女性割合」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	16.6%
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	18.8%
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	19.1%
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	25.0%

##### 指標の設定について:

市の組織内部において政策方針決定の場で女性の参画を進めるため、市の管理職(課長級以上)の女性割合を指標とした。目標については、5年前からの上昇率(5.2%)を上回る上昇(8.0%)となるよう、女性割合の目標を25%と設定した。

(参考値) H26(2014)年度: 17.0%

##### 〔平成27年度の評価〕

女性管理職の割合は、平成26年度の17.0%から平成27年度は18.8%、平成28年度は19.1%へと増加させることができた。管理職の女性の割合を増やすことだけでなく、女性の職域を拡大することも重要であることから、職務経験及び能力向上につながる職員配置を行い、また、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。

●重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

目標指標「市職員における男性の育児休業取得人数(累計)」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	5 人 (H20～H25 の累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	1 人 (H27 の取得人数)
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	1 2 人 (H27～H32 の累計)

指標の設定について:

男性の家事・育児・介護等参画を促す社会環境づくりを進めていくため、市として率先して男性の育児休業取得促進を行うこととし、市職員における男性の育児休業取得人数を指標とした。目標については、過去 5 年間の男性の育児休業取得人数が 5 人であったのを倍増し、6 年間で 12 人にする設定とした。  
※目標指標は平成 27 年度から対象。  
(参考値) H26(2014)年度: 1 人

〔平成27年度の評価〕

平成 27 年度の男性の育児休業取得者数は 1 人であったが、部分休業、出産補助休暇、育児参加休暇等の取得率は 87.0%と、制度利用は浸透してきている。今後も育児休業等の制度を周知するとともに、所属長による面接等を行うことで、男性の育児休業等の取得推進を図っていく。

●重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

目標指標「男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数(累計)」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	6 社 (累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	8 社 (累計)
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	1 5 社 (累計)

指標の設定について:

ワーク・ライフ・バランスを促進するには、企業や事業所における育児・介護休業制度等の整備や取得しやすい環境づくりが必要であることから、そうした環境づくりを行っている企業(男女がいきいきと働き続けられる企業)の表彰の数を指標とした。目標については、平成 21 年度から平成 25 年度までの企業表彰数 6 社(累計)であるのを、目標年度には 2 倍以上の 15 社(累計:再受彰除く)と設定した。  
(参考値) H26(2014)年度: 7 社(累計)

〔平成27年度の評価〕

平成 27 年度は、「従業員からの意見を基にした働きやすさの改善」、「有給休暇取得率向上のための取り組み」、「性別によらない能力本位の業務体制の確立を目的とした研修の実施」に取り組まれている企業 1 社を表彰した。被表彰事業所の推薦数が少ないことから、今後は被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、関係部署との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組んでいく。

●重点課題4「地域社会での男女共同参画の推進」

目標指標「男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	4 / 24 地区 (累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	14 / 24 地区 (累計)
平成 29 (2017) 年度 《目標値》	24 / 24 地区 (累計)

(注)地区市民センター管内

指標の設定について:

東日本大震災の教訓から、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施を指標とした。目標については、平成 29 年度までに全ての地区（地区市民センター管内の 24 地区）にて実施することとして設定した。

(参考値) H26(2014)年度：9/24 地区（累計）

〔平成27年度の評価〕

平成 27 年度は、海蔵、河原田、大矢知、桜（平成 26 年度にも実施）、塩浜、内部の 6 地区で、連合自治会や地区防災協議会などと協力して、男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座を開催し、497 人の参加があった。どの地区においてもアンケートにおける満足度は高く、防災やまちづくりにおいて女性の視点も必要であることの理解が得られた。平成 29 年度までに、残り 10 地区で実施できるよう努めていく。

●重点課題5「国際化に対応した男女共同参画」

目標指標「ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	548 人
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	691 人
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	600 人

指標の設定について:

市内には多くの外国人が在住し、男女共同参画を含めた、互いの文化や習慣の違いなどを理解しあう必要があることから、外国人市民と交流の機会をもつふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等の参加人数を指標とした。目標については、ここ数年の参加人数が 500 人程であり、実績値以上の目標とするという考えのもと設定した。

(参考値) H26(2014)年度：562 人

〔平成27年度の評価〕

外国人市民と日本人市民が日常的にふれあい、共に学べる場として、書道教室や陶芸教室などのふれあい講座を定期的で開催し、互いの交流や親睦を深められる機会の提供を行った。また、日本での生活に有効な知識や制度等を習得し、暮らしに活用してもらうための生活講座を開催したが、日本の社会やルールについての知識が不足している外国人市民はいまだに少なくないことから、男女共同参画の啓発とあわせて、取組を推進していく。

## 2、平成27年度の主な取り組み状況

### ●重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

#### 施策の方向Ⅰ「審議会等への女性登用を促進」

- ①審議会等への女性委員の登用を進めるため、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づき各審議会ごとに登用推進計画を策定し、委員改選に当たっては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し登用率の向上に努めた。また、審議会等の女性委員比率が40%未満の所属に対し、委員改選の概ね3か月前に女性委員登用率改善通知を発送し、17件中9件の登用率が改善された。【コード:1】
- ②女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置に努め、女性職員(正職員)がいない職場を平成26年度より5所属減少し、女性職員の職域拡大を図った。【コード:3】

#### 施策の方向Ⅱ「民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進」

- ③人材リスト登録者及び登録団体向けに研修会「方針決定の場へもっと女性を」を開催するとともに、さんかくカレッジ市民企画、はもりあフェスタの企画運営委員など、意思決定の場への参画の機会を設けた。【コード:6】

### ●重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

#### 施策の方向Ⅰ「家庭での男女の自立を促進」

- ④地区市民センターや男女共同参画センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性料理教室を開催し、延べ415人の男性が参加した。【コード:1】
- ⑤父親の育児参画を推進するため、男女共同参画センターにおいて、新たに父と子のさんかくカレッジを2回実施し、また、こども未来課において「父親の子育てマイスター」養成講座を引き続き実施し、新たに11名をマイスターとして認定した。【コード:2】
- ⑥父親の子育てマイスターをよかパパ相談員として、土曜日等に各子育て支援センターに派遣し、利用者に対して父親目線による相談業務や絵本の読み聞かせ等を行った。また、平成24年度に作成を行った父親向けの子育て情報誌「よかパパスイッチ」の第2弾の企画・作成を父親の子育てマイスターと協働で行った。【コード:3】

### ●重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

#### 施策の方向Ⅰ「仕事等と家庭生活の両立を支援」

- ⑦新たに子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じた子育て支援施策の情報提供を行うとともに、あわせて地域に施設や機能を開放し、未就園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供していくことで、より積極的な子育て相談を実施していくことができた。【コード:1】
- ⑧地域相談窓口として各地区に配置されている在宅介護支援センターと、それを後方支援する地域包括支援センターが連携し、延7万件を上回る、介護等に関する相談支援を行った。【コード:2】
- ⑨学童保育所の未設置小学校区への学童保育所設置の支援を行うとともに、大規模化している学童保育所の適正規模化への分割の推進を行った。【コード:5】

#### 施策の方向Ⅱ「男女の平等な就労環境の整備を促進」

- ⑩ワーク・ライフ・バランス力向上セミナーを開催し、対象者をこれまでの企業関係者から一般市民まで広げ、夫婦で働き、家事育児を行うことが必要といった内容としたことから、若い世代の参加が多くみられた。また、企業向けのワーク・ライフ・バランスの出前講座を新たに設定し、2カ所で実施した。【コード:7】

### 施策の方向Ⅲ「女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援」

⑪四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。また、求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行った。【コード:9】

⑫起業を考えている女性を対象に、自分の売り込み方や営業方法、人脈の作り方などの講座を開催した。また、はもりあフェスタ期間中に新店を出す機会を設け、29件が新店を出た。

【コード:10】

### ●重点課題4「地域社会での男女共同参画の推進」

#### 施策の方向Ⅰ「男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進」

⑬地区市民センターで防災と男女共同参画についての講座を実施し、地域活動への参画を促すとともに、男女共同参画への意識づけを行った。また、地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいように顔の見える関係づくりのキッカケになるような様々な講座を行った。

【コード:3】

⑭父親の子育てマイスター養成講座において、固定的な性別役割分担意識を払拭し、父親の子育てと地域活動への参画を啓発することで、男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくりにつなげることができた。【コード:4】

### ●重点課題5「国際化に対応した男女共同参画」

#### 施策の方向Ⅰ「多文化共生における男女共同参画の推進」

⑮外国人女性が参加できる各講座、セミナー等により、地域活動への参加を図り、また、参画促進の働きかけを行った。【コード:2】

## 3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅱ)」のとおり



男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
重点課題1 女性の政策・方針決定過程への参画

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	審議会等への女性参画比率の向上	◇審議会等委員に占める女性割合について目標設定	・審議会等への女性の登用率 34.6% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等 57か所 ・女性のいない審議会等 6か所	B	・女性の登用率は、平成26年度と比較すると1%上昇することができた。 ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等の数についても、平成26年度より5か所増加できた。	・審議会等への女性の登用率は、上昇がやや難しくなっている状況であるが、目標達成に向け、掲示板等で周知を図るなど確実な進捗管理を行う。	人事課
		◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進 ◇四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の徹底 ◇女性登用率の低い審議会等への事前協議前の働きかけ	・審議会等への女性の登用率 34.6% ・人材リスト登録者数 146人 ・人材リスト利用件数 3件 ・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の実施(実施回数 85回) ・女性登用率の低い審議会等への所管所属への改善通知(通知件数 17件)	A	・人材リストの利用件数は3件にとどまったが、登録者数については18名増やすことができた。 ・1か月前までの事前協議とし、周知しているが、期限を過ぎてから提出する所属がいくつかあった。 ・改善通知を送付した17件中9件の審議会の登用率が改善された。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用についても促進する。 ・事前協議については、協議する時間を設けるためにも1か月前までに行うよう徹底させる。 ・改善通知については、効果が現れているため、継続して実施していく。	男女共同参画課
2	市職員における管理・監督職への女性登用の推進	◇係長級以上の職員の男女比率を、職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等を実施	・市の役付職員(係長級以上)の女性比率 37.9% 参考 職員全体の女性比率 47.7%	B	・女性管理職の割合は増加させることができたが、係長級以上の職員に占める女性割合は、平成26年度と比較すると若干下がった。	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。	人事課
		◇女性管理職登用に向けての職員の意識、課題の把握	・庁内調整会議において、特定事業主行動計画や女性の管理職登用に向けての意識の共有を図った。 ・新規採用職員研修等の階層別研修にて、男女共同参画にかかる研修を実施。	B A	・女性の割合を増やすだけでなく、女性の職域を拡大することも重要であることなど、全部局で意識の共有を図った。 ・新規採用職員研修等、階層別研修で実施し、意識の向上を図った。	・庁内調整会議において、各部局の管理職が共通の意識を持つよう働きかけるとともに、職員の意識や課題の把握も行っていく。 ・継続して研修を実施していく。	男女共同参画課 職員研修所
		◇女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置等の実施	・市における女性職員(正職員)がいない職場 29か所/148(課+中間組織)	A	・女性職員がいない職場に対し、積極的な配置を行うことにより、平成26年度より5所属、減少することができた。	・少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もあるが、女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置に努め、女性職員の職域拡大を図る。	人事課
4	女性人材情報の収集と提供	◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者数 146人 ・人材リスト利用件数 3件	A	・人材リストの利用件数は3件にとどまったが、登録者数については18名増やすことができた。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用についても促進する。	男女共同参画課
			・リスト利用について、掲示板で周知を図った。	A	・女性委員登用率は上昇しているものの、前年比1%の上昇率にとどまっている。	・リスト利用の促進を掲示板等で促すとともに、登用率の低い所属については、個別にリスト利用を勧める。	人事課
5	企業、各種団体等へ向けての女性登用・参画の促進	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施	・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報を提供。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・1社の表彰を実施。	A	・国等からの情報を配架し、雇用実態調査や人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。	・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、男女共同参画課、ことも未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。	商工課
		◇企業向け研修の実施 ◇企業への情報提供	・ワーク・ライフ・バランス力向上セミナーの実施(実施回数 1回、参加人数 123人) ・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施(実施回数 2回、参加人数 延べ 39人)	A	・セミナーの対象者をこれまでの企業関係者から一般市民まで広げ、夫婦で働き、家事育児を行うことが必要といった内容とし、若い世代の参加者が多く好評であった。 ・企業向けのワーク・ライフ・バランスの出前講座を8月から設定し、申し込みは2件であった。	・企業でのワーク・ライフ・バランスをさらに促進するために、各企業が抱えているワーク・ライフ・バランスに関する情報や取組上の諸課題を共有し、専門家の助言を得ながら、企業と市との情報共有・交換会議を開催する。 ・出前講座においても継続して実施し、周知については商工会議所にも協力を依頼していく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
 重点課題1 女性の政策・方針決定過程への参画

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	女性リーダーの育成	◇さんかくカレッジ、市民協働企画等において女性リーダーを育成	・人材リスト登録者研修会の実施(1回、参加人数 23人) ・さんかくカレッジ市民企画 4企画17講座 ・はもりあフェスタの企画運営委員会 5回実施	A	・人材リスト登録者研修会を実施したが、参加人数は少なかつた。 ・さんかくカレッジ市民企画、はもりあフェスタの企画運営委員など、意思決定の場への参画の機会を設けた。	・引き続き人材リスト登録者研修を開催していくが、参加人数が増えるよう、内容及び周知方法を検討する。 ・はもりあフェスタの企画運営委員会など、引き続き参画できる機会を設ける。	男女共同参画課
		◇地域防災活動に女性の視点を反映できる人材育成	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(13回連続講座) 17名受講のうち11名修了	A	・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいように顔の見える関係づくりのキッカケになるような様々な講座を行うことができた。	・次年度も継続して講座を開催していくが、参加者の世代が偏りがみられるので、創意工夫を行いながら講座を行っていききたい。	危機管理室
7	女性の経営への主体的な参画促進	◇家族経営協定の締結促進 ◇農村女性アドバイザーや女性農業団体と連携した啓発活動の実施 ◇女性の認定農業者及び認定新規就農者の育成	・家族経営協定の締結促進:30家族 ・農村女性アドバイザー:14名 ・女性の認定農業者:16名 ・認定新規就農者:2名	B	・昨年度(H26年度)実績と比較して家族経営協定の締結数は増加したものの、女性の認定農業者数が減少するなど、全体的には昨年度実績と同程度になった。	・引き続き各項目の増進を図り、女性による営農推進の一助とする。	農水振興課 農業委員会事務局

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
 重点課題2 男性の家事・育児・介護等への参画

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実	◇男性の家庭参画を促進するための地区市民センター講座を実施	・地区市民センター講座 ・男女共同料理教室 1センター 4回 53人 ・男性向け料理教室 8センター 20回 403人	A	・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性料理教室を開催した。	・引き続き地区市民センターにおいて、男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実に努める。	地区市民センター(市民生活課)
		◇男性の家事参画に関する講座(料理教室等)の開催及び講座受講者へのグループ登録の促進	・男性向け料理教室の開催(1企画4回、参加人数 延べ46人)	B	・男性向け料理教室を開催し、12名定員のところ38名の申し込みがあり、アンケートからも好評であった。	・男性向けの講座について、内容、開催時期、周知方法など、参加者を増やすための検討を行う。	男女共同参画課
2	男女がともに育児を担うための講座の実施	◇子育て支援センターにて「お父さんと遊ぼう」の実施	・単独型子育て支援センターにおけるお父さんの利用人数 年間 243人 ・併設型子育て支援センターにおける「お父さんと遊ぼう」の実施 年間 249回 参加人数 781人 ・「お父さんと遊ぼう」開催時に「父親の子育て相談」を実施 併設型子育て支援センター 年間 10回 単独型子育て支援センター 年間 5回 計 年間 15回 参加人数 297人	A	・子育て支援センターの父親の利用を啓発した。父親の利用を進めることにより、母親に自分の時間ができたり、父母が共に子育てすることで悩みを共有し、育児不安の軽減を図ることができた。	・引き続き父親の利用の啓発を行っていく。また、より父親が利用しやすい事業の進め方を工夫していく。	こども未来課
		◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・「パパママ教室」の実施 年間 17回 うち、参加希望の多い年5日の日曜実施日については、午前・午後2回ずつ開催した。 参加者 妊婦 303人 家族 293人(うち夫 288人)	A	・平日開催日を含めて、父親の参加率は95.0%と前年度より増加しており、産後の父親の家事育児支援に対する意識向上につながった。	・引き続き、参加者のニーズに応えると共に、産後の子育て支援サービスの利用へつなげる。	こども保健福祉課
		◇男性の子育てに関する講座(父親の子育てマイスター養成講座)の開催	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 公開講座受講者 57名 養成講座修了者 11名	A	・父親の育児参画を推進するため、男性を対象とした「父親の子育てマイスター」養成講座を実施し、平成22年度から平成27年度までで計97名をマイスターとして認定した。	・父親の育児参画の推進のため、継続して「父親の子育てマイスター」養成講座を実施する。また、講座の企画や運営に父親の子育てマイスターと協働を行うことにより、効果的な事業の実施を図る。	こども未来課
			・父と子向けの講座を開催(2企画3回、参加人数 延べ58人)	B	・父と子のさんかくカレッジを3回シリーズで企画し、そのうちの1回を掃除をテーマに募集を行ったが、申し込み数が少なく、2回講座となった。	・男性向けの講座について、内容、開催時期、周知方法など、参加者を増やすための検討を行う。	男女共同参画課
3	父親の子育て参画を推進するための環境づくり	◇子育てに関する情報提供と父親の子育て相談の実施	・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数 15回 相談員数 延べ57人 相談件数 54件 ・父親向けの子育て情報誌第2弾の企画・作成	A	・父親の子育てマイスターをよかパパ相談員として土曜日等に各支援センターに派遣し、利用者に対して父親目線による相談業務や絵本の読み聞かせ等を行った。 ・平成24年度に作成を行った父親向けの子育て情報誌「よかパパスイッチ」の第2弾の企画・作成を父親の子育てマイスターと協働で行った。	・子育て支援センター等の利用者を対象としたよかパパ相談を継続して行う。また、事業の実施に当たっては、参加者の増加を図るため、利用者アンケートの内容も参考にしながら、開催内容や方式について検討を行う。	こども未来課
		◇男性による絵本の読み聞かせ等の推進	・「ザ・男の読み聞かせ」の開催	A	・「ザ・男の読み聞かせ」を開催し、男性の子育て参画について、市民に対して啓発を行うことができた。	・引き続き「ザ・男の読み聞かせ」を開催していく。	図書館
4	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	◇認知症サポーター養成講座や出前講座等で意識啓発	①認知症サポーター養成講座 61回(受講者:1770人) ②その他出前講座 19回(受講者数:658人)	A	・延2,428人もの受講者実績を挙げ、介護の基礎知識や認知症に関する理解を普及することができた。	・引き続き出前講座等を活用し、平成27年度を上回る実績を目指す。	介護・高齢福祉課
5	市役所が率先して父親の子育て参画を推進する	◇育児休業・育児参加特別休暇等の周知 ◇育児休業等取得該当職員に対する所属長による面接ヒアリングの実施推奨	・庁内調整会議にて、子育てハンドブックが人事課により改訂されたこと、男性の育児休業取得の促進についての情報共有を行った。 ・男性の育児休業取得者 1人 ・男性の育児休業等(部分休業・出産補助休暇・育児参加休暇を含む)取得率 87.0%	B	・人事課が改定した子育てハンドブックを庁内調整会議にて配布し、説明を実施。育児休業が取得できるよう職場環境を整えること、所属長面接などを依頼した。	・職員研修などで、子育てハンドブックを用い、育児休業等の取得促進のための周知を行う。	男女共同参画課
				B	・出産補助休暇、育児参加休暇等の制度利用は浸透してきているが、育児休業取得については少数となっている。	・育児休業等の制度を周知するとともに、所属長による面接等を行うことで、男性の育児休業等の取得促進を図る。	人事課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	子育てに関する情報提供と相談の充実	◇子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育てコンシェルジュの配置 ・子育て支援センターでの情報提供 17箇所	A	・9月より子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じた子育て支援施策の情報提供を行うことができた。	・引き続き子育て関係機関や子育て支援施策の情報収集に努めるとともに、関係機関と連携しながら情報提供に努めていく。	こども未来課
			・各保育園、幼稚園において相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行った。 25保育園で実施 23幼稚園で実施	A	・子育てに関し、保護者に交流の場や、情報を提供していくことで、積極的な子育て相談を実施していくことができた。	・引き続き、子育てに関し、保護者に交流の場や、情報を提供していく中で、積極的な子育て相談を実施していくよう努める。	保育幼稚園課
		◇未就学園児やその保護者に遊びの場や交流の場を提供	・子育て支援事業 子育て支援センターの利用者数 98,444人 子育て支援センターでの相談件数 3,172件	A	・子育て支援センターで継続して事業を実施し、多くの親子に利用していただくことができた。	・各子育て支援センターの特徴を担当者間で共有し、より良い支援につなげていく。	こども未来課
			・未就学園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供 25保育園で実施 利用者数 13,357人 24幼稚園で実施 利用者数 25,412人	A	・地域に施設や機能を開放し、未就学園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供していくことで、積極的な子育て相談をあわせて実施していくことができた。	・引き続き、地域に施設や機能を開放し、未就学園児やその保護者へ、遊び場や交流の場を提供し、子育てに関する情報を提供したり、相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行うよう努める。	保育幼稚園課
		◇積極的な子育て相談(育児、栄養、発育、発達等)の実施 (乳幼児家庭訪問事業、乳幼児食教室、歯ハハの教室、家庭児童相談室での相談、発達総合支援室での相談)	・乳幼児家庭訪問件数 延べ4,019件 ・乳幼児食教室 年間30回 820組参加 ・歯ハハの教室 年間48回 831組参加 ・発達総合支援相談 900件 ・家庭児童相談 2819件	A	・対象者の相談内容に応じて、育児知識や子育て支援情報を提供した。また、必要時、関係機関と連携し、途切れない支援に努めた。	・引き続き、相談者のニーズに応じた情報を提供するとともに、途切れない支援に努める。	こども保健福祉課
2	介護サービス情報の提供と相談の充実	◇各在宅介護支援センター及び各地域包括支援センターでの情報提供、相談の実施	①地域包括支援センターにおける相談支援件数 27,041件 ②在宅介護支援センターにおける相談支援件数 46,763件	A	・地域相談窓口として各地区に配置されている在宅介護支援センターと、それを後方支援する地域包括支援センターが連携し、延7万件を上回る、介護等に関する相談支援を行うことができた。	・医療に関する相談も視野に入れ、医療職を追加配置した在宅介護支援センターを13ヶ所から17ヶ所に増やし、相談体制をさらに充実させる。また、認知症に関する相談支援体制を強化するため、「認知症初期集中支援チーム」を1カ所から2ヶ所に増やす。	介護・高齢福祉課
			◇乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	①乳児保育 32園で実施 ②延長保育 26園で実施 ③一時保育 14園で実施 ④障害児保育 32園で実施 ⑤休日保育 2園で実施	A	・乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、充実させていくことができた。	・引き続き、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育など多様な保育サービスを充実させ、子育て支援に努めていく。
3	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	・病児保育 1園で実施		A	・多様な保育サービスを実施し、充実させていくことができた。	・病児保育については、流行性の病気が多発する時期に利用できないケースが発生していることから、新規施設の開設に向けて調整を行う。	こども未来課
		◇第2子以降子育てレスパイトケア事業の実施	・平成28年度新規事業	-	-	・平成28年4月1日から一時保育無料券の交付申請を受付し、7月1日から利用開始。事業を周知するため、効果的に広報していく。	こども未来課 保育幼稚園課
4	保育園の定員等の拡充	◇認可保育園の定員及び地域型保育事業の実施施設の拡充	・保育園数 公立25園 定数 2,850人(前年25園 2,390人) 私立25園 定数 2,500人(前年26園 2,345人)	A	・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来の認可保育所(定員20人以上)の枠組みに加え、新たに市の認可事業として少人数の単位で預かる事業類型(地域型保育事業)を設け、利用希望者が多い低年齢児(0～2歳児)の受入の拡充を図ることができた。	・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行による保育所入所要件緩和の影響等により、低年齢児の入所希望者数が、受入枠の拡大を上回って増加し、さらなる待機児童数が増加している。 そのような中、定員増を伴う民間保育所整備について、引き続き関係機関との協議を行いながら進めていく。また、あわせて地域型保育事業の拡充を実施していく。	保育幼稚園課
			地域型保育事業所(平成27年度新設) 小規模保育所 6施設 定数79人 事業所内保育所 1施設 定数 4人				
5	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	◇ファミリー・サポート・センター事業の充実 ◇学童保育の充実(新規開設支援、適正規模への分割推進)	・会員数 1,509人 活動件数 2,609件	A	・PRの結果広く周知され、会員数は援助会員・依頼会員ともに増加し、様々なニーズに対応した活動を多く行うことができた。 ・学童保育所の未設置小学校区への学童保育所設置の支援を行った。また、大規模化している学童保育所の適正規模化への分割の推進を行った。	・今後も、周知の制度と会員増加のため広報活動をより積極的に行う。 ・今後も大規模化の傾向のある学童保育所に対して、施設整備費等の分割にかかる費用を対象とした補助を行い、学童保育所の適正規模化を図る。	こども未来課
			・未設置小学校区への新設 1か所 大規模化している学童保育所の分割 1か所 (市内学童保育所数 計46)				

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施	・1社の表彰を実施。	A	・制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。	・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。	商工課
		◇市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進 ◇長時間にわたる時間外勤務の削減	・市職員年休取得数 11.2日/年 ・時間外の実績 21.0時間/月 30時間/月以上の所属 36所属 ・市職員育児休業取得者数 107人 ・介護休暇取得者数 0人	B	・時間外勤務については、依然として多い状況が続いているが、平成27年度については前年より若干減少させることができた。 ・年休取得数についても、前年度より増加となった。育児休業・介護休暇等については前年より若干取得者数が減少した。	・時間外勤務適正化については全庁的な検討組織を設置し、積極的に適正化に取り組む。 ・育児休業等の制度についても周知を図り、取得推進に努める。	人事課
		◇総合評価方式入札において、育児休業制度導入等、女性登用や子育て支援に取り組んでいる企業の優遇	・総合評価方式による入札20件で、育児休業制度の規定がある入札参加者については、評価点を加算することにより評価した。	A	・総合評価の評価基準で加算対象とすることで、入札参加者に対し、育児休業制度への意識を高めることができた。	・引き続き、育児休業制度の導入企業に対して、評価を行なう。	調達契約課
7	企業と市民に向けての情報提供	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇四日市市雇用実態調査で男女共同参画に関する設問の検討	・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・1社の表彰を実施。 ・雇用実態調査で、女性管理職登用の状況、女性の再就職、テレワークの活用など、男女共同参画に関する項目を挿入した。	A	・国等からの情報を配架、雇用実態調査や人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。	・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。	商工課
		◇ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 ◇企業訪問等による情報収集及び情報提供 ◇企業向け出前講座の設定と周知	・ワーク・ライフ・バランス力向上セミナーの開催(参加人数 123人) ・企業訪問の実施 7事業所 ・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施(実施回数 2回、参加人数 延べ 39人)	A	・セミナーの対象者をこれまでの企業関係者から一般市民まで広げ、夫婦で働き、家事育児を行うことが必要といった内容とし、若い世代の参加者が多く好評であった。 ・企業訪問を実施し、ワーク・ライフ・バランスを進める上での課題や、行政に求めることのヒアリングを実施した。 ・企業向けのワーク・ライフ・バランスの出前講座を8月から設定し、申し込みは2件であった。	・企業でのワーク・ライフ・バランス推進をさらに促進するために、各企業が抱えているワーク・ライフ・バランスに関する情報や取組上の諸課題を共有し、専門家の助言を得ながら、企業と市との情報共有・交換会議を開催する。 ・出前講座においても継続して実施し、周知については商工会議所にも協力を依頼していく。	男女共同参画課
8	女性の就業機会の拡充	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携し、求人等の情報提供 ◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供。各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、女性の就業機会の拡充に取り組む。	商工課
		・ハローワーク、雇用均等室との共催で育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」を実施。(実施回数2回、参加人数 延べ29人)	A	・子育て中の方などで再就職を希望されている女性を対象に、ハローワーク、雇用均等室と共催でセミナーを実施した。当初1回の予定であったが、好評により2回開催した。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課	

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
9	女性の職業能力開発と職域拡大	◇就職セミナーの開催や、関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を実施。	A	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行った。より就職に有利な資格への助成については、四日市公共職業安定所や男女共同参画課などの女性の就労を支援する機関に聞き取りを行うなど、検討を進めてきたが、比較的短期間かつ安価で取得できる資格で、女性の就労促進に有効な資格の特定には至らなかった。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、女性の就業機会の拡充に取り組む。より就職に有利な資格への助成については引き続き、関係機関と連携して検討を進める。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、施策の推進に取り組む。	商工課
10	女性起業家への支援	◇起業のための情報提供(四日市志創業応援隊の利用促進) ◇新規独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発	・市役所内に創業に関する相談窓口を設置し、商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊のメンバーである創業支援事業者と連携を図り創業のための支援を行った。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図った。 ・独立開業資金等の支援制度について、情報を市内の関係金融機関を訪問し、支援制度の周知、啓発を図った。	B	・創業を志している人が、相談窓口として、金融機関に直接行ってしまったケースがあり、四日市志創業応援隊の活動や情報の周知を徹底する必要がある。 また、独立開業資金等の支援制度について、情報を市内の関係金融機関を訪問し、支援制度の周知、啓発を図れた。	・引き続き、市役所内に創業に関する相談窓口を設置し、商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊のメンバーである創業支援事業者と連携を図り創業のための支援を行う。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図る。 ・独立開業資金等の支援制度について、情報を市内の関係金融機関を訪問し、支援制度の周知、啓発を図る。	商工課
		◇再就職応援講座及び起業セミナーの開催	・女性のためのプチ起業入門講座の実施(参加人数 48人) ・チャレンジショップの実施(出店数 29件)	A	・起業を考えている女性を対象に、自分の売り込み方や営業方法、人脈の作り方などの講座を開催した。また、はもりあフェスタ期間中に出店する機会を設け、29件出店した。	・引き続き起業のための講座を開催するとともに、チャレンジショップで出店の機会を作り、集客についても促していく。	男女共同参画課
		◇女性起業支援講座の開催及び講座終了後、必要に応じて個々の事業計画に合わせたブラッシュアップ指導を実施	・平成28年度新規事業	-	-	女性ならではの感性、独創的な発想をもって起業を志す女性をサポートすることで、市内で生き生きと活躍する女性起業家を増やし、地域経済の活性化を目指す。平成28年においては、9月から10月にかけて、4日間で全8回の講座を開催する。講座内容は、中小企業診断士等の先輩女性起業家を迎え、プレゼンテーション講座や事業計画書の書き方などの育成支援講座を開催する。また、本講座修了後、希望者には、ブラッシュアップ指導を行う。	商工課
11	専門知識の習得と能力開発などへの支援及び情報提供	◇母子家庭等自立支援給付事業の実施 ◇パソコン講座等、就労支援のための講座の開催	・自立支援教育訓練金1件及び高等職業訓練促進給付金7件を支給した。指定管理者によるパソコン講座を開催した。	B	・自立支援教育訓練金及び高等職業訓練給付金の利用者が当初の見込みよりも少なかった。	・給付金等の該当となる世帯には積極的に啓発を行う。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇パソコンや簿記研修等、専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・パソコン簿記研修:12名	B	・昨年度(平成26年度)と比較して研修参加者が減少した。	・研修参加者の増加を図ることで、専門知識の習得や能力開発への支援及び情報提供を一層充実させる。	農水振興課 農業委員会事務局
12	就労する女性への支援	◇働く女性・働きたい女性のための相談事業	・平成28年度新規事業	-	-	・平成28年6月にキャリアカウンセラーによる相談窓口を開設。相談状況を把握しながら、相談窓口の開設日、時間等について適切であるかをみながら、相談しやすい体制を整えていく。	男女共同参画課
		◇潜在保育士職場復帰支援事業	・平成28年度新規事業	-	-	・平成28年8月6日・20日に「潜在保育士職場復帰支援就職セミナー(研修会)」を実施し、プランクによる不安などを解消し、現場復帰への再チャレンジができるように支援を行う。11月と2月にも同様のセミナーを実施予定。	保育幼稚園課
		◇潜在看護師の人材確保	・看護師の資格を持ちながら、現在、看護職に携わっていない人への再就職支援の研修「カムバック研修」を実施。	A	・当院で講義、演習及び実習を実施し、女性看護師6名が研修に参加した(うち1名をH28.4.1付けて採用予定)。	・引き続き、潜在看護師の人材確保に努める。	市立四日市病院 総務課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
 重点課題4 地域社会での男女共同参画の推進

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任促進	◇地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・PTA会長の女性人数 小学校 13人/38校 中学校 7人/22校	B	・働きかけをしていくなかで、小・中学校の女性会長が増加した。	・今後、男女ともPTA会長を担うよう働きかけを継続していく。	社会教育課
		◇男女がともに地域で活動を担っていけるよう啓発	・自治会長数737人(うち女性27人)	B	・女性自治会長数は、3名減(平成26年度30人⇒平成27年度27人)となったが、平成25年度において18名であったことを踏まえると、一定の水準を保っている状況である。 また、平成27年度において、自治会長への女性登用促進に向けた課題の聞き取り等に対して協力をを行うなど、改善に向けた取り組みを行ったことから、平成28年度の女性自治会長数は増加する見込みとなっている。	・引き続き、自治会長への女性登用促進に努める。	市民生活課
2	地域活動を担う女性リーダーの育成	◇地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の実施	・地区市民センター講座 ・男女共同参画セミナー 1センター 5回 203人 ・男女共同防災講座 5センター 5回 217人	A	・地区市民センターで、男女共同参画に係る講座や、男女共同参画と関連させた防災講座を実施した。	・引き続き、地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の充実に努める。	地区市民センター(市民生活課)
3	地域活動への積極的な参画を促すための意識・環境づくり	◇各地区に対して、市民グループ(団体)と協働して、防災の観点から参画の必要性の啓発 ◇防災の観点からの啓発後、次のステップとして各地区で女性向けエンパワメントの講座や男性の意識を変える講座を実施	・各地区で開催する男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくりの講座について、6地区での開催を支援した。(参加人数 延べ497人) ・地区市民センター講座 ・男女共同参画セミナー 1センター 5回 203人 ・男女共同防災講座 5センター 5回 217人 ・男女共同料理教室 1センター 4回 53人 ・男性向け料理教室 8センター 20回 403人	A	・地域におけるまちづくりに、男女共同参画の視点が必要であることを、防災を切り口に啓発を行った。アンケートから、参加者の多くに男女共同参画の視点が必要であることを理解していただけた。	・平成27年度までに、市内24地区中14地区で実施することができた。理解を得られやすい防災を切り口に、今後も残りのすべての地区で実施できるよう支援を行っていく。	男女共同参画課
		◇センターだより等で、地域活動への積極的な参画を啓発	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	A	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	・引き続き、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けていく。	地区市民センター(市民生活課)
		◇地域防災活動に女性の視点が反映される機会づくり	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(13回連続講座) 17名受講のうち11名修了	A	・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいように顔の見える関係づくりのキッカケになるような様々な講座を行うことができた。	・次年度も継続して講座を開催していくが、参加者の世代が偏りがみられるので、創意工夫を行いながら講座を行っていきたい。	危機管理室
			・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成	A	・大規模災害時に、トイレ・衛生・防犯対策など男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアル等の必要性を痛感した。そのため、市主催の防災講座を受講した女性をワーキンググループに選抜し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引きを作成した。	・各地区の避難所運営マニュアルの見直しの際に、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成していけるよう啓発していく。	危機管理室
4	男性の子育て参画を通して、様々な地域活動への参画の推進	◇男女がともに地域活動へ参画できるよう、子育てに関する講座等において啓発	・父親の子育てマイスター養成講座において、父親の子育てを通して、男女が共に地域活動に参画することへの啓発を行った。	A	・父親の子育てマイスター養成講座14名の受講者に対し、固定的な性別役割分担意識を払拭し、父親の子育てと地域活動への参画を啓発することで、男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくりにつなげることができた。	・引き続き講座を実施し、父親の子育てを通して、男女がともに地域活動へ参画できるような環境づくりを推進していく。	こども未来課
5	地域で活動する各種ボランティア・NPO等への支援	◇市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	・指定管理業務委託	A	・延べ4,522団体及び54,336人の施設利用があった。	・市民活動団体の更なる利用促進に向け、指定管理者と綿密な連絡・調整を行う。	市民協働安全課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進  
 重点課題5 国際化に対応した男女共同参画

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	在住外国人女性への支援	◇外国人市民への情報提供 ◇NPOやボランティアの育成や支援 ◇関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) ◇外国人市民向けの相談体制の充実	・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・ポルトガル語・スペイン語対応可能な生活相談担当の職員の配置 3名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 (・DV等緊急時の通訳派遣 0件)	A	・多文化共生サロン、国際交流センター等において、母語による情報提供等を行うことが出来た。	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて女性の外国人市民が日本で生活する上での自立支援を継続して進める。	市民生活課 (多文化共生推進室)
2	在住外国人女性の地域社会への参画促進	◇地域活動への参加促進のための外国人市民リーダーの発掘や養成、ふれあい交流事業や生活講座の実施 ◇共助の理解促進のための防災セミナー等の実施	・地域サポーター養成講座 ・ふれあい、生活講座:書道教室 年12回 ・防災セミナー、防災訓練実施	A	・外国人女性が参加できる各講座、セミナー等により、地域活動への参加を図り、また参画促進を働きかけることが出来た。	・引き続き、講座、セミナー等を実施することで、在住外国人女性の地域社会への参画促進を進める。	市民生活課 (多文化共生推進室)



## 基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

### (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)

#### 1、目標指標と評価

##### ●重点課題1 「DVを許さない意識づくり」

目標指標 「DV防止講演会の参加者数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	34人
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	32人
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	100人

指標の設定について：

DVについて、より多くの人々の理解、関心を得、社会の中での認識を広める必要があることから、DV防止のための講演会の参加者数を指標とした。目標については、積極的に周知を行い、得られる数値として実績を大きく上回る100人と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：51人

#### 〔平成27年度の評価〕

平成27年度のDV防止講演会は、講師に弁護士を迎え、「弁護士への相談から考えるDV」を開催した。内容が法律等難しい部分も含まれることから、講師と職員による面接相談のロールプレイングも交え、分かり易く伝えられるように努めた。参加人数は32人とどもったが、アンケートからは「とても分かりやすく簡潔だった。ロールプレイでは、具体的な相談が例として挙げられ、イメージがつかめた。」など、参加者の満足度は高かった。参加者数を増やすため、周知等を含め検討が必要である。

##### ●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

目標指標 「婦人相談員の外部研修派遣回数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	23回
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	12回
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	36回

指標の設定について：

婦人相談員の資質向上と情報収集を行うことで、より安心な体制を整えるため、婦人相談員の外部研修派遣回数を指標とした。目標については、3人の婦人相談員がそれぞれ月1回程度外部研修に参加するとして、36回と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：10回

#### 〔平成27年度の評価〕

平成27年度の外部研修派遣回数は12回と、昨年度に比べ増えてはいるものの、目標値の3分の1の回数であった。27年度の6月から12月まで、婦人相談員が1名欠員状態であったことから相談に関する業務が繁忙となり、外部研修派遣の機会が得られなかった。しかし、内部研修であるスーパービジョン研修については、当初の52回から60回に増加し、婦人相談員の技術向上とメンタルケアを図った。内部研修だけでは得られない知識もあることから、積極的に外部研修へ派遣するよう努めていく。

●重点課題3 「被害者等の保護充実と加害者対策」

目標指標「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	100回
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	111回
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	120回

(注)部会、研修会、ケース検討会議等含む

指標の設定について：

DV や児童虐待の被害者を保護するにあたっては、多くの関係機関が連携する四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の会議開催数を指標とした。目標については、実績を上回る年間 120 回開催することと設定した。

(参考値) H26(2014)年度：109 回

〔平成27年度の評価〕

警察・司法関係、保健・医療機関、教育機関、福祉機関、地域団体の 30 団体に構成される四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を、平成 27 年度は下記のとおり実施し、情報共有、意見交換等を行った。

- ・委員会（各団体の代表者による会議）：2 回
- ・推進委員会（各団体の担当者による会議）：2 回
- ・部会（各団体の担当者による情報交換等）：8 回
- ・研修会（関係者及び市民向け）：2 回
- ・ケース検討会議（関係機関により随時開催）：9 7 回

今後も各関係機関と情報共有、意見交換等を行い、連携して被害者等への支援を行っていく。

●重点課題4 「被害者等の生活安定と自立支援」

目標指標「自己尊重講座(被害者支援のための講座)の受講者数(累計)」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	54人 (H24~H25の累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	21人 (H27の参加人数)
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	180人 (H27~H32の累計)

指標の設定について：

DV 被害者への自立支援の重要な一つとして精神的サポートを行うため、DV 被害を受けている女性が自分を取り戻し、自分の存在価値を認めることができる機会とする講座（自己尊重講座）の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る毎年 30 人以上、6 年間で 180 人以上が受講することと設定した。

※目標指標は平成 27 年度から対象。  
(参考値) H26(2014)年度：34 人

〔平成27年度の評価〕

被害を受けている女性を含め、日常的な生活の中で自分を大切に、自分の思いを出すことが困難な女性が少なくないことから、自己尊重し自分自身を見つめ直す機会とすることを目的とした女性のための自己尊重講座を 3 回連続講座として開催した。定員 30 人のところ申込数が 23 人と定員を割りこんだが、参加者のアンケートからは、「家族に対しても自分の気持ちを言えるようになって、自分の心がとても軽くなりました。」など、満足度は高かった。参加者数を増やすため、周知等を含め検討が必要である。

## 2、平成27年度の主な取り組み状況

### ●重点課題1 「DVを許さない意識づくり」

#### 施策の方向Ⅰ「DV防止の啓発」

- ①情報紙はもりあの年2回の組回覧の記事には相談窓口の案内を掲載し、また、毎月広報よっかいち下旬号にも掲載し周知を図った。また、近鉄四日市駅前及びショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを多くの女性に配布した。【コード:2】
- ②デートDV予防教育出前講座を14か所で開催するとともに、デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に対し、講座終了後もふりかえりができるようパンフレットを配付した。【コード:3】

#### 施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

- ③多くの保育園、幼稚園、学童保育所から出前講座の依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。【コード:5】
- ④進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、保育園・幼稚園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。【コード:7】

### ●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

#### 施策の方向Ⅰ「相談体制の充実」

- ⑤四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の委員協力のもと、児童虐待防止の啓発と共に、DV相談窓口の案内を近鉄四日市駅前およびショッピングセンターにて実施した。【コード:1】
- ⑥男女共同参画センターの相談において、平成27年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。【コード:2】

#### 施策の方向Ⅱ「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

- ⑦県作成の外国語版相談案内カードをセンターに配架するとともに、関係機関に配架依頼を行った。また、年1回外国語版広報により、相談窓口の周知を行った。【コード:6】
- ⑧施設入所者については生活を支援する為の手話通訳派遣を行った。また、市内在住の障害者については女性相談の際の手話通訳派遣を行った。【コード:6】
- ⑨市民及び関係職員向けのDV防止講演会を実施。講師に弁護士を迎え、「弁護士への相談から考えるDV」を開催した。また、通訳職員、窓口において外国人と関わる職員向けの研修を実施した。【コード:7】

#### 施策の方向Ⅲ「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

- ⑩熟練した指導者による相談員へのスーパービジョン研修の回数を、当初予定回数より増加して実施した。【コード:9】
- ⑪相談ネットワーク連絡会において、より適切な窓口対応ができるように、窓口情報を共有し、相談員間の連携を図った。【コード:10】

#### 施策の方向Ⅳ「苦情受付についての周知」

- ⑫相談に対しての意見や苦情についての申し出先について、面接相談開始時に相談員から相談者へ直接説明を図った。【コード:12】

### ●重点課題3 「被害者等の保護充実と加害者対策」

#### 施策の方向Ⅰ「被害者の早期発見」

- ⑬市民及び関係職員向けの講演会を実施。講師に弁護士を迎え、「弁護士への相談から考えるDV」を開催した。また、職員研修所主催の階層別職員研修において、DVについての研修を

実施した。【コード:1】

#### 施策の方向Ⅱ「緊急時における被害者の安全確保」

- ⑭子ども 15 人を含む被害者 26 人を、警察や県と連携のもと一時保護を行った。また、DVにより避難してきた被害者に対し、一時保護所への即時保護が難しい場合に宿泊費用及び食費、衣服費等の支援を行った【コード:5】

#### 施策の方向Ⅲ「加害者対策」

- ⑮県に加害者更正プログラムの調査研究の進捗状況、有効性の確認を行った。【コード:7】

### ●重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

#### 施策の方向Ⅰ「生活安定と自立支援」

- ⑯一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設やアパート等への避難支援に係る機関と連携のもと行った。【コード:1】
- ⑰子育て中の方などで再就職を希望されている女性を対象に、ハローワーク、三重労働局雇用均等室と共催でセミナーを実施した。また、自立支援教育訓練金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、指定管理者によるパソコン講座を開催した。【コード:2】

#### 施策の方向Ⅱ「当事者の子どもに対する支援」

- ⑱保育園・幼稚園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。また、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行った。【コード:5】
- ⑲保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の発育発達や健康に課題がある場合について、関係機関と連携して、保健師等が定期的な訪問指導により、育児支援を実施した。【コード:6】

#### 施策の方向Ⅲ「情報提供・管理の充実強化」

- ⑳被害者の同意のもと、関係機関へ情報提供を行うとともに、被害者の負担軽減、安全確保のため、同行支援を行った。【コード:8】
- ㉑加害者からの追跡を逃れるため、住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書を交付し、必要に応じて、市民課への同行支援を行った。また、DV 被害者に関する問い合わせへの対応及び DV 被害者本人からの依頼の際に本人確認等を徹底し、情報漏洩の無いよう適切な対応を尽くした。【コード:9】

#### 施策の方向Ⅳ「長期に及ぶ継続的な支援」

- ㉒弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制を整え、相談者へ即座に対応することができた。【コード:10】
- ㉓四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。【コード:11、12】

### 3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅲ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進(再掲 基本目標1-(1)-①)	◇DV防止講演会の開催 ◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ◇情報紙はもりの発行	・さんかくカレッジ(市民企画含む)10企画27講座実施(参加人数 延べ529人) ・映画上映 1回(参加人数 514人) ・DV防止講演会 1回(参加人数 32人) ・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件)	A	・平成27年度のカレッジでは、夫婦での家事・育児、まちづくりなどの様々な分野で、また、映画上映やDV防止講演会を通じて、男女共同参画についての理解を進められた。 ・毎月発行する情報紙はもりに、国や市の取り組みや身近な視点からの記事を掲載することで、男女共同参画の理解を促し進められた。	・引き続き同様の事業を進めていくが、中には参加者が少なかった講座もあることから、周知方法や参加しやすい日時設定など検討し、参加者を増やしていく。	男女共同参画課
2	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知(再掲 基本目標1-(1)-④)	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布	・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) ・ホームページによる情報提供(アクセス数 60,122件) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等14カ所ほか)	A	・情報紙はもりあ年2回の組回覧の記事には相談窓口の案内を掲載し、また、毎月広報よっかいち下旬号にも掲載し周知を図った。また、駅前及びショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを平成26年度よりも多くの女性に配布することができた。(H26:572枚)	・市広報、ホームページ、情報紙などはじめ、街頭などでの啓発も引き続き行っていく。しかし、DV相談窓口であることの周知については、加害者に知られないよう注意して行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
3	DVが子どもに与える影響についての理解促進(再掲 基本目標1-(1)-⑤)	◇出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 14か所実施(中学校8校、高校3校、大学1校、教職員2回、参加人数 延べ 2,394人)	A	・中学校747人、高校1,493人、大学108人、教職員46人がデートDVやDVについて学んだ。「思春期の只中において、異性への関心は高いものの、実際に一対一の交際をまだしたことがない生徒が多い中学生にこそ聞かせたい内容であり、とても有意義だった。」など、教職員からは好評であった。	・中学校においては平成27年度までに22校中14校において実施した。引き続き未実施の中学校へ働きかけを行うとともに、全ての中学校で実施できるよう働きかけを行っていく。	男女共同参画課
		◇DVに関する啓発パンフレットの配布	・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等14カ所ほか)	A	・デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に、講座終了後もふりかえりができるようパンフレットを配布した。	・啓発パンフレットを配架するほか、出前講座等印象に残りやすい機会をとらえて配布するよう努めていく。	男女共同参画課
		◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・子育て情報「すくすく子育て親子でくすくす」を作成・配布し、啓発を行った。	A	・子どもの目での暴力が虐待にあたることを「すくすく子育て親子でくすくす」の中で紹介し、9,000部作成・配布し啓発を行った。	・他の情報誌と統合し内容を充実させ、引き続き作成・配付に努める。	子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇保育園・幼稚園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会などを通じて、暴力(DV)防止の啓発を行った。	A	・各園において、あらゆる機会を通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。	・引き続き同様の事業を進めていき、保護者への理解を深められるようにしていく。	保育幼稚園課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座を、市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施。実施団体 38団体	B	・委託契約の仕様書に取り組みの一例として紹介したが、今年度においては、DVに関する内容の講座を実施したPTAはなかった。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	子ども未来課(青少年育成室)
		◇DVに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をした。	・DVに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、命の大切さについて考える内容を取り入れて話をすることができた。	B	・DVに特化した依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、命の大切さについて考える内容を取り入れて話をすることができた。	・市P連等への呼びかけを行いながら、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	人権・同和教育課
4	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進(再掲 基本目標1-(2)-③)	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座を、市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施。実施団体 38団体	B	・委託契約の仕様書に取り組みの一例として紹介したが、今年度においては、DVに関する内容の講座を実施したPTAはなかった。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	子ども未来課(青少年育成室)
		◇デートDV防止の教育の推進	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を採り入れて話をした。	B	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をすることができた。	・市P連等への呼びかけを行いながら出前講座等を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	人権・同和教育課
		◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	・デートDV予防教育出前講座 14か所実施(中学校8校、高校3校、大学1校、教職員2回、参加人数 延べ 2,394人) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等14カ所ほか)	A	・中学校747人、高校1,493人、大学108人、教職員46人がデートDVやDVについて学んだ。「思春期の只中において、異性への関心は高いものの、実際に一対一の交際をまだしたことがない生徒が多い中学生にこそ聞かせたい内容であり、とても有意義だった。」など、教職員からは好評であった。	・中学校においては平成27年度までに22校中14校において実施した。引き続き未実施の中学校へ働きかけを行うとともに、全ての中学校で実施できるよう働きかけを行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	あらゆる暴力を許さない意識の啓発 (再掲 基本目標1-(2)-(4))	◇保育園、幼稚園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	・男女平等教育出前講座 31か所実施(保育園8園、幼稚園10園、小学校11校、学童保育所2回、参加人数 延べ 2,416人)	A	・幼稚園・保育園973人、小学校1,298人、学童保育所145人が男女平等、自己尊重について学んだ。(保護者含む)平成26年度に比べ、実施か所を増やすことができた。(H26 22か所)	・人権擁護委員との協力により、実施回数も増加傾向にある。引き続き人権擁護委員との協力のもと実施していく。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・出前講座の実施 18回、参加者 986人	A	・今年度も多くの保育園、幼稚園、学童保育所からの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	・来年度も保育園、幼稚園、学童保育所などに周知を行っていく。	人権センター
6	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発 (再掲 基本目標1-(2)-(5))	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談にて実施(相談件数 5件)	A	・通常の女性のための相談、男性のための電話相談の中で相談を受けており、平成27年度は5件の相談を受けた。	・引き続き相談を受けていくとともに、相談を受ける中で、必要に応じて、みえ性暴力被害者支援センターよりこの紹介、または連携を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ・性感染症出前講座として四日市市保健予防課と共同して中学校2校、小学校2校の児童生徒保護者を対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また、出前講座を4校で実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導をしていく。出前講座についても継続的に取り組みをすすめていく。	指導課
		◇保健師等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・産前・産後サポート事業の実施(産前 499件 産後 54件 計 553件) ・妊産婦訪問指導 延べ 1,403件 ・妊産婦・乳幼児電話相談 5,783件	A	・産前産後サポート事業の開始により、専任保健師を中心に、すべての妊婦の状況を把握し、必要な妊婦に対し相談支援を実施することで、育児不安の解消に努めた。	・引き続き、対象者の相談内容に応じた支援を提供すると共に、関係機関との連携を図る。	こども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・青少年と家庭の悩み相談 相談実績 53件 うち、性等に関する相談 2件	A	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き事業を進めていく。また、相談の内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を図るよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
7	自尊感情を育てる教育の推進 (再掲 基本目標1-(2)-(6))	◇保育園・幼稚園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。	A	・園児に対し、進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成していく年齢に応じた人権保育、人権教育を実施できた。	・年齢に応じた人権保育、人権教育を実施し、自尊感情を育てる保育を推進していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	すべての学校において道徳の時間を中心とした自尊感情を育む授業を行った。	A	すべての学校において道徳の時間を中心とした自尊感情を育む授業を行うことができた。	・今後子どもたちの実態に応じ、自尊感情を育むための教育を進めていけるよう各校に働きかけていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・PTA学習会等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進した。	B	・PTA学習会等の機会にパンフレットを利用して、自尊感情を育てることの必要性を訴えることができた。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、自尊感情を育てることの必要性を訴えていく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座を、市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施。実施団体 38団体	A	・家庭教育講座において、5団体が子どもの自尊感情を育てる講演会や研修会を行い保護者に対する啓発を行った。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善 (再掲 基本目標1-(2)-(7))	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座(e-ネット安心講座)の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。 配布数 34,100枚 ・出前講座開催数 30回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターへ出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえよう、子どもの健康診査時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	こども未来課(青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	◇市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める ◇相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	・駅前およびショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 1,455枚	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の委員協力のもと、児童虐待防止の啓発と共に、相談窓口の案内を行った。平成27年度は平成26年度に比べ、約880枚多く啓発物品を配布することができた。	・平成27年度より、四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議にて児童虐待防止とともに実施したことから、2か所で実施でき、また、啓発物品の配布数も増加した。今後も児童虐待防止と共に行っていく。	男女共同参画課
		◇市の広報媒体での情報提供を進める	・広報よっかいち下旬号にて相談窓口情報を掲載	A	・毎月下旬号に窓口情報を掲載した。	・引き続き掲載を行い、相談窓口の周知を行う。	人権センター
2	相談体制の充実	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数 3,355件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施 25件 ・男性電話相談9回開催 相談件数 13件	A	・平成27年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・男性電話相談の開催数は平成26年度に比べ1回減少したが、相談件数は増加した。(H26:6件)	・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。 ・男性電話相談については、周知に努める。	男女共同参画課
3	専門家による相談の充実	◇弁護士による法律相談の実施 ◇臨床心理士による相談の実施	・女性の弁護士による弁護士相談 延べ23人 ・女性の臨床心理士相談 延べ43人	A	・法律相談、臨床心理士相談をそれぞれ月1回ずつ開催した。早急に法律相談を希望する相談者については、法テラスを紹介するなど対応した。	・相談の中で、法律相談、臨床心理士相談が必要な人には専門相談へと繋いでいく。また、専門家と相談内容について情報共有を行っていく。	男女共同参画課
		◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師による相談 述69件 ・精神保健福祉士による相談 述146件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した。	・継続して実施する。	保健予防課
4	ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	◇県内のDV相談担当部署、施設との連携 ◇四日市地域DV防止会議への参加 ◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) ・婦人保護主管係長会議出席 ・婦人相談員連絡協議会出席 ・四日市地域DV防止会議出席 ・人権にかかわる相談ネットワーク連絡会出席	A	・婦人相談員連絡協議会、四日市地域DV防止会議など各種ネットワーク会議に参加し、関係機関との顔の見える関係づくりに努めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ◇県内のDV相談担当部署、施設との連携	・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、情報交換等に努めた。 ・市外のDV担当者や施設等の連絡調整を行った。	A	・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、関係機関との協力体制を整えた。	・継続して会議を開催し、効率的な情報交換・連携に努め、円滑な支援ができる体制づくりに努める。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇人権にかかわる相談ネットワーク連絡会の充実	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会ではより適切な窓口対応ができるように、窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図ることができた。	・引き続き連絡会を行い、相談員間の連携を図る。	人権センター
5	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施	・成人健康相談 :3,083人	A	・相談内容に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応ができた。	・健康相談を実施(来所相談・電話相談)	健康づくり課
6	外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	◇外国語版のDV防止パンフ、相談機関一覧等の作成、配布	・外国語版相談窓口案内カード(5か国語)の配布 ・外国語版広報よっかいちによる周知 1回 ・三重県国際交流財団との連携 3回	A	・県作成の外国語版相談案内カードをセンターに配架するとともに、関係機関に配架依頼を行った。 ・年1回外国語版広報により、相談窓口を周知。平成27年度外国人相談者実人数 27人) ・外国人の相談を受ける通訳のため、三重県国際交流財団と連携した。	・引き続き、外国語版相談案内カード、外国語版広報よっかいちにて、相談窓口の周知を図っていく。 ・ポルトガル語、スペイン語については多文化共生推進室と、タガログ語などについては三重県国際交流財団等他の関係機関と連携を取っていく。	男女共同参画課
		◇相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	・多文化共生推進室におけるポルトガル語・スペイン語対応可能な職員の配置 各1名 ・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・中国語・スペイン語対応可能な生活相談担当の職員の配置 3名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名	A	・市役所内各関係部署、多文化共生サロンにおいて、国際交流センター、生活オリエンテーションにおいて、外国人女性が訪れた際の通訳対応・派遣を行うことが出来た。また、通訳だけではなく、外国人女性からの相談に対応することが出来た。	・引き続き、外国人女性への情報提供、相談体制の充実を図っていく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		◇高齢者に関する総合相談機関一覧等の作成、配布	・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内に関する冊子「高齢者施策のあらし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・施設入所者については生活を支援する為の手話通訳派遣を行った。また、市内在住の障害者については女性相談の際の手話通訳派遣を行った。	・今後も手話通訳・要約筆記者の派遣を継続して行う。	障害福祉課
				・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内に関する冊子「高齢者施策のあらし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・介護・高齢福祉課における窓口相談のほか、高齢者の地域における総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに頒布し、啓発に努める。

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	関係者への情報提供、連携強化	◇関係職員に対する研修の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 32名	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。講師に弁護士を迎え、「弁護士への相談から考えるDV」を開催した。参加人数は伸び悩んだものの、アンケートから参加者の満足度は高かった。	・講演会へより多くの人が参加できるよう、周知方法等検討していく。	男女共同参画課
		◇国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・通訳職員研修、窓口対応職員向け研修の実施	A	・通訳職員、窓口において外国人と関わる職員等が、研修を受講することができた。	・引き続き、通訳職員、窓口対応職員向けの研修を実施することで、外国人女性が来庁した際の、様々なケースに対応できるよう、通訳・窓口対応能力の向上を図っていく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
			・障害者の生活支援部会などの際に周知を行った。 ・福祉関係者、警察、法曹関係者などの関係機関を招集し、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	B	・継続して周知することができた。	・今後も継続して行う。	障害福祉課
8	NPOやボランティアの育成や支援	◇市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	・指定管理業務委託	A	・年間68件の市民活動に関する相談を行った	・指定管理者と市民が相談しやすい環境づくりについて協議を行う	市民協働安全課
9	相談員に対する指導・助言の充実	◇熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	・スーパービジョン研修の実施 60回 ・弁護士及び臨床心理士とのアドバイザー契約を締結	A	・熟練した指導者による相談員への研修回数を、当初の52回から60回に増加した。 ・平成27年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。	・相談員の資質向上とメンタルケアのため、スーパービジョン研修を充実させていく。 ・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。	男女共同参画課
10	庁内・外の組織的な連携体制の強化	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、情報交換等に努めた。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、関係機関との協力体制を整えた。	・継続して会議を開催し、効率的な情報交換・連携に努め、円滑な支援ができる体制づくりに努める。	子ども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇相談内容に沿った連携マニュアルの作成 ◇県婦人相談連絡協議会への参画	・情報提供連絡票の検討 ・県、東海、全国婦人相談連絡協議会へ出席(研修含む) 4回	B	・関係機関への情報提供を行うための連絡票の作成を検討したが、運用までには至らなかった。 ・県、東海、全国の婦人相談連絡会に参加し、情報共有、顔の見える関係づくりを行った。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
		◇人権にかかわる相談ネットワーク連絡会の充実	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会ではより適切な窓口対応ができるように、窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図ることができた。	・引き続き連絡会を行い、相談員間の連携を図る。	人権センター
11	研修の充実	◇相談員の資質向上のための外部研修派遣	・外部研修への派遣 12回	B	・相談員の交代等もあり、外部研修すべてに参加することはできなかったが、概ね参加できた。	・相談員の資質向上のため、内部研修だけでは得られない知識もあることから、積極的に外部研修に派遣する。	男女共同参画課
		◇人権相談体制強化事業の実施	・母子・父子自立支援員研修会や母子寡婦福祉指導者研修会等の研修会に参加した。	A	・母子・父子自立支援員のスキルアップのための研修に積極的に参加できた。また、母子・父子自立支援員同士の情報交換・共有がスムーズに行えるよう室内での研修にも努めた。	・資質向上のための研修には積極的に参加し研鑽に努める。	子ども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・弁護士による法律学習会 4回 ・公開講座 2回	A	・相談員の資質向上につなげることができた。	・相談業務に携わる職員や相談員の資質向上に役立つ講座を引き続き実施していく。	人権センター
12	苦情相談窓口の周知	◇相談者に対し、相談により二次被害を受けた場合に相談できる苦情窓口の説明を図る	・婦人相談員から面接相談時に、相談者へ直接説明を図った。	A	・相談に対しての意見や苦情についての申し出先について、面接相談開始時に相談員からボードを用いて説明を行った。	・引き続き、面接相談開始時に苦情窓口の案内を行う。	男女共同参画課
13	人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多元的な相談・苦情受付体制の周知	◇国・県・市、及び民間の相談機関等の人権に関わる相談機関の一覧の作成及び周知	・相談窓口情報を作成	A	・相談窓口情報を作成し、関係機関へ配布し周知をお願いした。	・引き続き相談窓口情報を作成し関係機関へ周知を依頼し、相談時に活用する。	人権センター



男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課	
			事業実績	評価	評価の説明			
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など)	◇関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 32名 ・職員階層別研修にて実施(新採、新任係長級、新任課長補佐級、新任課長級)	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。講師に弁護士を迎え、「弁護士への相談から考えるDV」を開催した。参加人数は伸び悩んだものの、アンケートから参加者の満足度は高かった。 ・職員研修所主催の職員研修において、DVについての研修を実施した。	・講演会へより多くの人が参加できるよう、周知方法等検討していく。 ・職員研修において、職員として身に付けておくべきDVに関する情報を伝えていく。	男女共同参画課	
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課	
			・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、情報交換等に努めた。	A	・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、関係機関との協力体制を整えた。	・継続して会議を開催し、情報交換・連携に努める。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)	
			・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、緊急時に備え、各園との連携を図った。	A	・各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていくことができた。	・引き続き、各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていくよう努めていく。	保育幼稚園課	
			・電話相談 実績なし ・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議への参加 2回 ・DV防止ネットワーク会議への参加 1回 ・人権にかかわる相談ネットワーク会議への参加 1回	B	・相談電話を開設したが、相談の事例はなかった。また、ネットワーク会議に参加し、事例があった場合の連携体制をとった。	・相談電話に相談があれば、関係機関との情報共有及び連携に努める。また、研修への積極的な参加に努める。	こども未来課(青少年育成室)	
			・民生委員等から連絡があった場合は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・民生委員等と連携して、必要な場合は迅速に関係機関と連携して対応することができた。	・今後も引き続き民生委員等との必要な連携をとりながら、対応を行っていく。また、必要な情報があれば提供していく。	健康福祉課	
			・相談支援事業所、通所事業所、居宅介護事業所など、関係者と連携を取り、情報を共有することで随時必要な支援を行った。	A	・福祉サービス事業所などの関係者と連携を取り、当事者が必要とする時に支援することができた。	・今後も自立支援協議会に参加する福祉サービス事業所などの関係者と連携を取り、DV被害の早期発見のため、必要な支援を継続していく。	障害福祉課	
			◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化		・福祉関係者、警察、法曹関係者などの関係機関を招集し、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も定例会や連絡会を通じて、関係者への周知に努める。	介護・高齢福祉課
				・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
				・関係機関と連携し対応した。	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った。	・継続して実施する。	保健予防課
				・毎月の生徒指導月別問題行動報告において、学校と連携し状況をつかみ、関係機関との連携を図った。	A	・月ごとの生徒指導問題行動報告や子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議での情報をもとに、学校や関係機関と連携することができた。	・今後も継続し、学校及び関係機関との連携を図っていく。	指導課
				・児童、生徒やその保護者からの教育相談を行うなか、早期発見や情報共有を行った	A	・児童生徒やその保護者からの教育相談を行うなか、疑われるケースについては情報共有を行った。	・継続して関係機関と連携を図る。	教育支援課
				・学びの一体化等の話し合いの場などを通して、子どもの情報を共有することができた。	A	・学びの一体化研修会の要請訪問等の機会に保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有することができた。	・今年度も保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有しDVの早期発見に努める。	人権・同和教育課
				・救急隊活動基準に基づき適切な対応をしている。また、新たに救急隊員となる職員に対しては救急活動基準に基づき研修を実施した。	A	・救急隊員は、救急隊活動基準に基づき適切に対応している。また、救急活動において被害者対応や関係機関等への通報、情報提供はなかった。	・引き続き救急活動時における被害者対応や関係機関への通報及び情報提供について、救急隊活動基準に基づき適切に対応する。	消防本部
2	相談施設の安全管理	◇加害者が来館した場合の対応マニュアルの作成 ◇警察との連携強化 ◇職員体制の充実	・国が作成した加害者対応マニュアルを活用 ・警察との情報共有がしっかりと図られ、連携することができた。	A	・国が作成した加害者対応マニュアルを吟味した結果、国のマニュアルを活用し、必要に応じて加除修正していくこととした。 ・警察とは、顔の見える関係をつくり、情報共有、連携を取ることができた。	・国の作成したマニュアルを男女共同参画センター職員が熟知するとともに、実例に合わせ修正していく。 ・引き続き、警察との連携強化に努める。	男女共同参画課	

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	緊急時における一時避難場所の確保	◇緊急避難支援事業による一時避難所の提供	・緊急避難支援事業の実施 2件	A	・DVにより避難してきた被害者に対し、一時保護所への即時保護が難しい場合に宿泊費用及び食費、衣服費等の支援を行った。	・引き続き、DVにより着の身着のまままで逃げてきた被害者に対し、必要に応じて支援を行えるよう体制を整える。	男女共同参画課
4	被害者に対する心理的ケアの充実	◇臨床心理士相談の実施	・女性の臨床心理士による相談の実施 延べ43件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課
5	関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所)など	◇県内関連施設(児童、高齢者、障害者のための施設を含む)及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・一時保護件数 11件 26人	A	・子ども15人を含む被害者26人を、警察や県と連携のもと一時保護を行った。	・被害者本人の意思を十分に確認しながら、必要に応じて関係機関との連携のもと支援を行う。	男女共同参画課
			・市外のDV担当者や施設等の連絡調整を行った。	A	・関係機関との連絡調整にあたっては、電話やメールではなく、積極的に現場へ足を運び情報交換を行った。	・引き続き各関係機関との連携を大切に、情報を効果的に扱える体制づくりに努める。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・実績なし(該当者がいなかった為)	B	・短期入所、居宅介護サービスの提供により、緊急的な入所には至っていない。	・緊急時の一時保護、施設入所が必要な事象が発生した場合には、関係機関と連携を取り、迅速な支援を行う。	障害福祉課
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,037人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延229人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延227人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延15人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が目立っているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携の上、緊急対応を含めた迅速な対応をすることにより、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入態勢の充実に関する協力を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう、情報の提供を求め、情報共有を図っていく。	介護・高齢福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・関係機関と連携し対応した。	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った。	・継続して実施する。	保健予防課
6	保護命令申立て手続きの支援	◇警察及び裁判所との連携強化を図る ◇必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	・保護命令申立て支援 1件	A	・県と連携のもと保護命令申立ての支援を実施し、保護命令が発令された。 ・被害者への同行支援、代理申請を行った。	・今後も、被害者に保護命令制度の説明を行い、必要に応じて支援を行うとともに、同行支援、代理申請を行っていく。	男女共同参画課
7	DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(開発・研修への要望、情報収集)	◇国、県等の加害者更生プログラム調査研究の進捗状況及び有効性の把握	・国・県等の情報収集とプログラム開発への要望を行った。	B	・県に加害者更生プログラムの調査研究の進捗状況、有効性の確認を行うも、進展はなかった。	・引き続き、加害者向けのプログラムの調査研究の進捗状況及び有効性の確認を行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	生活の場の確保	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援 6件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、家庭児童相談室と連携のもと行い、施設職員と連携のもと自立できるような支援を継続していく。	男女共同参画課
			・配偶者からのDVから逃れるため、母子生活支援施設への入所を措置した。	A	・措置決定により、生活の場を確保できた。	・引き続き、施設と連絡調整をとりながら、必要に応じて決定を行う。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,037人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延229人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延227人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延15人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が目立っているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携の上、緊急対応を含めた迅速な対応をすることにより、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入態勢の充実に関する協力を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう、情報の提供を求め、情報共有を図っていく。	介護・高齢福祉課
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害者特性(身体、知的、精神等)に合わせた支援を実施	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・一時保護後の他管内への避難支援 9件	A	・一時保護後の避難支援として、市外、県外の施設、アパート等への避難支援を行った。	・市外、県外の施設、アパート等への避難支援については、家庭児童相談室、保護課との連携のもと行っていく。	男女共同参画課
		◇加害者から身を守るため、他管内への避難支援	・市外のDV担当者や施設等の連絡調整を行った。	A	・関係機関との連絡調整にあたっては、電話やメールではなく、積極的に現場へ足を運び情報交換を行った。	・引き続き各関係機関との連携を大切にし、情報を効果的に伝える体制づくりに努める。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			◇民間アパートへ入居支援	・一時保護後の他管内へアパート入居支援 2件	A	・一時保護後の生活の場として、市外、県外へのアパートへの入居支援を行い、現地の福祉事務所へ繋げた。	・今後も、被害者の意思を確認しつつ、市外、県外へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所へ繋げる。
		◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・DV被害者の住居については、災害用住宅を活用して対応している。対象者からの相談により入居を行った。 ・年三回の定期募集において、合計15世帯の母子・父子家庭に対して優先抽選を行った。	A	・他部署と連携しながら、住宅の供給を行った。	・他部署との連携を密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課
2	就労支援の充実	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、全庁に提供。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所屬については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課
			・ケースワーカー・就労支援員を中心に関係機関と連携して対応を行った。	B	・ハローワーク常設窓口の設置により、特にハローワークとの連携は密になったものの、早期就労や継続就労に結び付かない場合も多く、他機関との連携も更に進める必要がある。	・ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、相談者の状況に応じた就労支援を行う。	保護課
		◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施	・ハローワーク、雇用均等室との共催で実施の育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」にて周知(参加人数 延べ29人)	A	・子育て中の方などで再就職を希望されている女性を対象に、ハローワーク、雇用均等室と共催でセミナーを実施した。当初1回の予定であったが、好評により2回開催した。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課
		◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施し、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、女性の就業機会の拡充に取り組む。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練金1件及び高等職業訓練促進給付金7件を支給した。指定管理者によるパソコン講座を開催した。	B	・自立支援教育訓練金及び高等職業訓練給付金の利用者が当初の見込みよりも少なかった。	・給付金等の該当となる世帯には積極的に啓発を行う。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	心理的支援の充実	◇相談員による継続的な支援の実施	・女性のための相談件数 3,355件	A	・不安を感じている被害者に寄り添い、専門家との連携のもと、支援を行った。	・引き続き、専門家との連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
			・必要に応じて面接等を行い、被害者等のケアに努めた。	A	・被害者からの聞き取りを整理し、よりよいながら効果的なアドバイスができるよう支援を行った。		
		◇臨床心理士相談の実施 ◇心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援	・臨床心理士相談の実施 延べ43件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等)	・母子・父子支援のリーフレットを作成した。	A	・リーフレットを2,500部作成し、関係機関に配布することにより、情報提供を行った。	・引き続き、情報を集約したリーフレットを作成し、啓発活動の一助とする。	こども保健福祉課
			・相談時に情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	A	・DV被害者の離婚支援とともに、ひとり親への支援制度について情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	・引き続き、こども未来部と連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
		・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課	
		・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内等に関する冊子「高齢者施策のあらまし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・介護・高齢福祉課における窓口相談のほか、高齢者の地域における総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに頒布し、啓発に努める。	介護・高齢福祉課	
		◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・保険証の更新の際同封するしおりやホームページで経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談を紹介したり、高額療養費などの保険給付についての案内を行った。	A	・健康保険料や年金保険料の納付相談や健康保険の給付の案内をすることで必要な情報を適切に提供できた。	・今年度も引き続き経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談や高額療養費などの保険給付についてホームページなどを活用しわかりやすく提供していく必要がある。	保険年金課
		・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し情報提供を行った。	A	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し情報提供を行った。	・他部署からの情報収集に努め、更なる情報提供を図る。	市営住宅課	
		・奨学金制度について中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。 また、「広報よっかいち」や「ひとり親・寡婦 家庭のしおり」に記事を掲載した。	A	・関係機関との連携や周知方法の工夫により、市民が必要とする情報を適切に提供することができた。	・引き続き、当課が発信できる場において、「自立のための支援」を促進する意識を持って、情報提供を行っていく。	教育総務課	
		・自立生活を行う上での様々な問題の相談先の一覧をホームページで提供した。	A	・男女共同参画センターの相談窓口から、三重県や警察、児童関係の相談先まで一覧にして照会した。	・最新情報への更新を行いつつ、引き続き実施していく。	男女共同参画課	
5	保育・就学等の支援	◇DV避難による転園、転校時の手続き支援	・必要に応じて、転園や転校に関する事務手続き補助を行った。	A	・必要に応じて事務手続き補助を行い、児の不安を解消し、安心して生活できる環境づくりに努めた。	・被害者の立場に立った支援を実施する。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行うことができた。		
			・文部科学省の通知及び平成22年度作成の留意事項に従い、手続きを行った。	A	・国の動向や市の方針に基づき、適切に対応した。	・引き続き、国の動向や市の方針に基づき、適切に対応していく。	学校教育課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
 重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	継続した心理的ケア	◇保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯)	・養育支援訪問事業(専門的支援) 18件(延べ109回)	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の発育発達や健康に課題がある場合について、家庭児童相談室と連携して、保健師等が定期的な訪問指導により、育児支援を実施した。	・引き続き、家庭児童相談室との連携のもとに、支援を必要とする人の早期発見、早期支援を実施。	こども保健福祉課
		◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化	・児童相談所他関係機関との情報を共有するため、ケース会議等を実施した。	A	・ケース会議等を積極的に開催することで、関係機関との協力体制を構築できた。	・継続して会議を開催し、情報交換・連携に努める。	こども保健福祉課
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、子どもに対する心理的ケアの充実を図ることができた。	・引き続き園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、継続した心理ケアに努めていく。	保育幼稚園課
			・学校や関係機関、地域関係者等と情報の共有化を行った。	A	・学校と関係機関、地域関係者等がケース会議などを通して情報の共有化を図ることができた。	・今後も必要に応じてケース会議を実施するなど、学校や関係機関と連携を、情報の共有化を図っていく。	指導課
			・必要と判断した児童生徒については地域関係者との情報の共有を図った。	A	・必要と判断した児童生徒についてケース会議への情報提供、関係課との情報共有を行った。	・引き続き、情報の提供、共有を図っていく。	教育支援課
		◇スクールカウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	・全校に配置されているスクールカウンセラーが必要に応じてカウンセリングを実施した。	A	・各校において積極的に保護者へも働きかけ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施できた。	・今後も必要に応じて積極的にスクールカウンセラーを活用していけるよう各校に働きかけていく。	指導課
・心理的ケアの必要な児童生徒へ専門家によるプレイセラピーなどを行った。	A		・心理的ケアの必要な児童生徒へ専門家によるプレイセラピーなどを行った。	・継続的にプレイセラピー等を行うとともに、場合によっては各関係機関につないでいく。	教育支援課		
7	養育についての継続的な支援	◇保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯)	・養育支援訪問事業(専門的支援) 18件(延べ109回)	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の発育発達や健康に課題がある場合について、家庭児童相談室と連携して、保健師等が定期的な訪問指導により、育児支援を実施した。	・引き続き、家庭児童相談室との連携のもとに、支援を必要とする人の早期発見、早期支援を実施。	こども保健福祉課
		◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化	・児童相談所他関係機関との情報を共有するため、ケース会議等を実施した。	A	・ケース会議等を積極的に開催することで、関係機関との協力体制を構築できた。	・継続して会議を開催し、情報交換・連携に努める。	こども保健福祉課
			・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係各所との情報共有を行った。	A	・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有化を行うことができた。	・引き続き、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有化を行っていく。	保育幼稚園課
			・相談者の状況に応じて、関係者との情報共有を行った。	A	・相談者の状況に応じて関係者会議を行うなどし、子どもの状況把握と情報共有を行っている。	・相談者の状況に応じて、関係者との情報共有を行う。	保護課
◇必要に応じた子どもの保護(入所措置)の実施	・児童相談所施設等と連携を図り、入所の調整を行った。	A	・保護が必要なケースについて、的確に情報提供できるよう努めるとともに、短期入所に対応できるケースについては、市の制度を利用することで一時的な入所を行った。	・引き続き適切な措置がとれるよう努める。	こども保健福祉課		

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
8	被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	◇被害者の負担軽減のための情報共有及び連携強化	・相談員による同行、または関係機関への事前連絡により対応した。	A	・被害者の同意のもと、関係機関へ情報提供を行うとともに、被害者の負担軽減、安全確保のため、同行支援を行った。	・引き続き、被害者の負担軽減、安全確保のため関係機関との連携、同行支援を行う。	男女共同参画課
			・手続きの一元化に向けて、関係各課と協議を行った。	A	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うことができた。	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うよう努めていく。	保育幼稚園課
			・ケース検討会議を行い、情報の共有連携を図った。	A	・ケース会議等を積極的に開催することで、関係機関との協力体制を構築できた。	・引き続き、ケース会議等で情報共有を行い連携に努める。	こども保健福祉課
			・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有や連携を行った。	A	・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有及び連携を行っている。	・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有及び連携を行う。	保護課
			・障害者虐待の防止、権利擁護の推進に向け、関係機関の連携を図った。	B	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会等において、情報共有をはじめとする連携を図った。	・引き続き、虐待防止、権利擁護の観点から連携を深めていく。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、法曹関係者などの関係機関を招集し、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	A	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も定例会や連絡会を通じて、関係者への周知に努める。	介護・高齢福祉課
			・担当課と連携をとりながら被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図ったり相談室を利用するなど心理的負担の軽減に努めた。	A	・担当課との連絡をとりながら被害者の心理的負担を軽減することができた。	・今後も担当課と連携をとりながら、被害者の心理的負担の軽減と窓口滞在時間の短縮を図っていく必要がある。	保険年金課
			・申出書を受理した際、本籍地等が他市町村の場合は、関係する市町村すべてに電話連絡を入れた後、申出書の写しを送付している。	A	・担当者を決めて相互に連絡を取りあい連携することにより、迅速に処理を行い、また申出者の負担を減らすことができていく。	・引き続き、より緊密に連携を取り合って実施していく。	市民課
			・関係所属と情報の共有及び連携を行った。	A	・関係所属と情報の共有及び連携を図り、適切に対応した。	・引き続き、関係所属と情報の共有及び連携していく。	学校教育課
			・校長会及び教頭会等の場で理解促進のための情報提供を行った。	A	・校長会及び教頭会等の場で必要な情報提供を行い理解促進に努めることができた。	・今後も校長会や教頭会等を通し理解促進に努めていく。	指導課
・男女共同参画課や福祉部門と連携して住宅の供給を行った。	A	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有を強化した。	・男女共同参画課や福祉部門との連携を継続する。	市営住宅課			
職場研修等において、DV被害者からの問い合わせや証明発行に関する依頼等における迅速かつスムーズに手続きが進むように意識共有した。	A	・電話等による郵送での証明発行依頼の問い合わせにおいては、書類不備とならないように細心の注意を払い説明・対応を尽くした。	・職場内での研修や朝礼時の情報共有などを通じて職員の意識づけを継続していく。	市民税課			

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
9	被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	◇住民基本台帳等の閲覧制限の実施	・申出書に基づき閲覧リストにマスキングを行うとともに、管轄の地区市民センターに連絡、選挙管理委員会に通知をした。	A	・万が一にももれがないよう十二分に注意をし、二重チェックを行っている。	・引き続き、細心の注意を払って実施していく。	市民課
			・職場研修において、DV被害者に関する証明発行や情報照会事務における情報漏洩防止を含む注意点を確認するとともに、男女共同参画の意識づけを行った。	A	・DV被害者に関する問い合わせへの対応及びDV被害者本人からの依頼の際に本人確認等を徹底し、情報漏洩の無いよう適切な対応を尽くした。	・職場内での研修や朝礼時の情報共有などを通じて職員の意識づけを継続していく。	市民税課
			・DV被害者に関する情報漏洩防止のため、使用しているシステムではポップアップの表示で注意喚起を行っており、該当者に関する照会等については細心の注意を払って取り扱うこととしている。	A	・DV被害者に関する情報への問い合わせは直接なかったが、該当者に対する照会があった際には適切な対応が行えるよう、職員に周知徹底した。	・職場内での研修や、回覧等でDV対象者に関する問い合わせの対応について、周知徹底し情報漏洩の防止に努める。	資産税課
			・DV被害者に関する情報漏洩防止のため、使用しているシステムではポップアップの表示や色の変更等で注意喚起を行っており、該当者に関する照会等には細心の注意を払って取り扱うこととしている。	A	・DV被害者に関する情報漏洩の無いよう、該当者に対する照会があった際には適切な対応を行った。	・職場内での研修等で、DV対象者に関する問い合わせの際の対応方法を周知徹底し、情報漏洩の防止に努める。	収納推進課
			・窓口でDV関係者を受け付けた際には課内の周知を図るよう該当者についての情報を供覧したり総合行政システム個人備考欄に入力をするようにした。	A	・担当者だけでなく課内でも情報共有ができるように努めた。	・情報共有に努めるとともにますます適正な情報管理に努める。	保険年金課
			・Gパートナー及び滞納整理システムを活用し、DV被害者の情報を適切に管理し対応を行った。	A	・Gパートナー及び滞納整理システム上でDV被害者であることを確認し、対応に留意した。	・DV被害者及び同伴する子どもの情報の適切な管理を図る。	市営住宅課
			・住民基本台帳等の閲覧制限を行った。	A	・適切な情報管理を実施した。	・引き続き、住民基本台帳等の閲覧制限を行い、適切な情報管理を行う。	生活環境課
		◇手続きの同行支援の実施	・住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付(31件) ・必要に応じ、市民課への同行支援を実施	A	・加害者からの追跡を逃れるため、住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書を交付し、必要に応じて、市民課への同行支援を行った。	・今後も、被害者の申し出に基づき、必要に応じて意見書の交付、同行支援を行っていく。	男女共同参画課
		◇保育園・幼稚園及び学校におけるDV被害者等に関する情報を適切に管理する	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図るよう、関係各課と協議を行った。	A	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、関係各課と協議を行い、園にて適切な情報管理を図ることができた。	・引き続き、被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、関係各課と協議を行い、園にて適切な情報管理を図っていく。	保育幼稚園課
			・各校及び関係各課と連携を密にし、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、適切な情報管理を行った。	A	・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、適切な情報管理を行うことができた。	・今後も及び関係各課と連携を密にし、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、適切な情報管理に努めていく。	指導課
・平成21年7月13日付け文部科学省の通知「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について(通知)」に基づいて対応するとともに、DV避難のための転校事務については、平成22年度に作成した留意事項を確認のうえ手続きを行った。	A		・DV避難のための転校事務については、国の動向や市の方針に基づき、適切に対応した。	・今後も、DV避難のための転校事務については、国の動向や市の方針に基づき、適切に対応する。	学校教育課		
10	継続的な支援の実施	◇女性相談機能の強化(専門相談の充実、被害者支援のための講座等の開催)	・弁護士によるサポート体制の構築 ・臨床心理士によるサポート体制の構築 ・女性のための自己尊重講座の開催(参加人数延べ48人)	A	・弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制を整え、相談者へ即座に対応することができた。 ・3回連続講座の自己尊重講座を開催し、延べ48人が参加された。アンケートからは「自分の心がとても軽くなりました」など好評であった。	・今後も引き続き、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約を継続し、相談者への支援体制を充実させる。 ・自分の判断や選択を尊重し、自分自身を見つめ直す機会としての講座を開催していく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価  
 A 実施することができた B 概ね実施することができた  
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり  
 重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
11	庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	◇長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 32名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。講師に弁護士を迎え、「弁護士への相談から考えるDV」を開催した。参加人数は伸び悩んだものの、アンケートから参加者の満足度は高かった。	・講演会へより多くの人が参加できるよう、周知方法等検討していく。 ・職員研修において、職員として身に付けておくべきDVIに関する情報を伝えていく。	男女共同参画課
			・新規採用職員研修等の階層別研修にて、男女共同参画にかかる研修を実施。	A	・新規採用職員研修等、階層別研修で実施し、意識の向上を図った。	・継続して研修を実施していく。	職員研修所
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回) ・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、情報交換等に努めた。	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。 ・ネットワーク定期連絡会議や研修会を開催し、関係機関との協力体制を整えた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。 ・継続して会議を開催し、効率的な情報交換・連携に努め、円滑な支援ができる体制づくりに努める。	男女共同参画課 こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇人権にかかる相談ネットワーク会による連携の強化	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会ではより適切な窓口対応ができるように、窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図ることができた。	・引き続き連絡会を行い、相談員間の連携を図る。	人権センター
12	関係機関、専門的支援団体との連携	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 ◇NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課



## 基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

### 1、目標指標と評価

#### ●重点課題1 「自立のための支援」

##### 目標指標 「就労支援のための講座受講者数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	135人
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	171人
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	150人

指標の設定について：

自立への壁となっているものに、経済的困難・就業があるため、就労支援のための講座受講者数を指標とした。目標としては、実績と同程度の参加者数を維持したいという考えのもと150人と設定した。  
(参考値) H26(2014)年度：82人

(注) 延べ人数

#### 〔平成27年度の評価〕

起業を考えている女性を対象に、自分の売り込み方や営業方法、人脈の作り方などを内容としたプチ起業入門講座を開催し、48人の参加があった。また、1日だけではあるが、はもりあフェスタ期間中に新店出店の機会を設け、29件が新店出店した。  
子育て中の方などで再就業を希望されている女性を対象に、市民企画講座による5回連続講座を開催し、また、ハローワーク、三重労働局雇用均等室とも共催でセミナーを2回実施した。市民企画講座は、再就業された方の体験談などを聴き、今後の人生設計を考える内容で、延べ93人の参加があった。共催でのセミナーについては、応募書類の作成方法や面接、パートタイム労働法などについての内容で、好評につき2回開催し、延べ29人の参加があった。自立支援だけでなく、女性の活躍の推進の面からも、引き続き就労支援講座を行っていく。

#### ●重点課題2 「生涯を通じた心と体の健康づくり」

##### 目標指標 「子宮頸がん検診受診率」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	52.9% (新算定方法)	36.0% (旧算定方法)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	54.2% (新算定方法)	
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	50.0% (新算定方法)	45.0% (旧算定方法)

指標の設定について：

女性のがん検診の対象は、乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上とされていることから、幅広い年齢を対象とした子宮頸がん検診の受診率を指標とした。目標としては、国の目標受診率50%を設定。  
(参考値)  
H26(2014)年度：(新)57.1%、(旧)39.0%

#### 〔平成27年度の評価〕

国の「がん対策推進基本計画」において、子宮頸がん検診の対象者をこれまで20歳以上とし、検診受診率を算定してきたが、平成26年度の国の方針により、対象者が20歳以上69歳以下に変更となったため、新たな算定方法により再計算を行い、また目標値も変更した。若い世代の受診率向上に向け、がん検診への理解や必要性を盛り込んだメールマガジンや健康だよりを作成し、市内の事業所等へ情報発信を行った。今後も引き続き受診率の向上に向け取り組みを行っていく。

## 2、平成27年度の主な取り組み状況

### ●重点課題1「自立のための支援」

#### 施策の方向Ⅰ「DV防止の啓発」

- ①年三回の市営住宅の定期募集において、合計15世帯の母子・父子家庭に対して優先抽選を行った。【コード:1】
- ②求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施し、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。【コード:2】

#### 施策の方向Ⅱ「自らの生き方を選択し自立するための支援」

- ③保険証の更新の際に同封するしおりやホームページで経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談を紹介したり、高額療養費などの保険給付についての案内を行った。また、介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内等に関する冊子「高齢者施策のあらまし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。【コード:3】

### ●重点課題2「生涯を通じた心と体の健康づくり」

#### 施策の方向Ⅰ「生涯を通じた男女の健康づくり」

- ④生活習慣病予防、介護予防のため、健康ボランティアと協働し、健康づくり教室を実施した。また、出前講座では、食生活や運動など、自宅で取り組める方法を交えながら実施した。【コード:2】
- ⑤成人健康相談を実施し、相談内容によって必要に応じ、関係機関と連携を図った。また、年代に応じた健康情報を健康づくり関係団体の協力を得て配布した。【コード:3】

#### 施策の方向Ⅱ「思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり」

- ⑥パパママ教室においては、父親の参加率が向上しており、産後の父親の家事育児支援の啓発に努めた。【コード:7】
- ⑦妊娠期から乳幼児期まで、健康診査および訪問指導や相談等を実施し、妊婦と乳幼児、その保護者に対して、必要時、関係機関と連携しながら、必要な支援を提供した。【コード:8】

## 3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅳ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり  
重点課題1 自立のための支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	生活の場の確保 (再掲 基本目標3-(4)-①)	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援 6件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、家庭児童相談室と連携のもと行い、施設職員と連携のもと自立できるよう支援を継続していく。	男女共同参画課
			・配偶者からのDVから逃れるため、母子生活支援施設への入所を措置した。	A	・措置決定により、生活の場を確保できた。	・引き続き、施設と連絡調整をとりながら、必要に応じて決定を行う。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,037人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延229人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延227人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延15人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が目立っているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携の上、緊急対応を含めた迅速な対応をすることにより、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入態勢の充実に関する協力を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう、情報の提供を求め、情報共有を図っていく。	介護・高齢福祉課
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害者特性(身体、知的、精神等)に合わせた支援を実施。	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇民間アパートへ入居支援	・一時保護後の他管内へアパート入居支援 2件	A	・一時保護後の生活の場として、市外、県外へのアパートへの入居支援を行い、現地の福祉事務所へ繋げた。	・今後も、被害者の意思を尊重しつつ、市外、県外へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所へ繋げる。	男女共同参画課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・DV被害者の住居については、災害用住宅を活用して対応している。対象者からの相談により入居を行った。年三回の定期募集において、合計15世帯の母子・父子家庭に対して優先抽選を行った。	A	・他部署と連携しながら、住宅の供給を行った。	・他部署との連携を密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課		
2	就労支援の充実 (再掲 基本目標3-(4)-②)	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供。各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板にて迅速に全庁に提供するとともに、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課
			・ケースワーカー・就労支援員を中心に関係機関と連携して対応を行った。	B	・ハローワーク常設窓口の設置により、特にハローワークとの連携は密になったものの、早期就労や継続就労に結び付かない場合も多く、他機関との連携も更に進める必要がある。	・ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、相談者の状況に応じた就労支援を行う。	保護課
		◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施	・ハローワーク、雇用均等室との共催で実施の育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」にて告知。(参加人数 延べ29人)	A	・子育て中の方などで再就職を希望されている女性を対象に、ハローワーク、雇用均等室と共催でセミナーを実施した。当初1回の予定であったが、好評により2回開催した。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課
		◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施し、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、女性の就業機会の拡充に取り組む。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練金1件及び高等職業訓練促進給付金7件を支給した。指定管理者によるパソコン講座の開催した。	B	・自立支援教育訓練金及び高等職業訓練給付金の利用者が当初の見込みよりも少なかった。	・給付金等の該当となる世帯には積極的に啓発を行う。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり  
重点課題1 自立のための支援

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供 (再掲 基本目標3-(4)-④)	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等)	・母子・父子支援のリーフレットを作成した。	A	リーフレットを2,500部作成し、関係機関に配布することにより、情報提供を行った。	・引き続き、情報を集約したリーフレットを作成し、啓発活動の一助とする。	こども保健福祉課
			・相談時に情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	A	・DV被害者の離婚支援とともに、ひとり親への支援制度について情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	・引き続き、こども未来部と連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
		◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課
			・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内等に関する冊子「高齢者施策のあらし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・介護・高齢福祉課における窓口相談のほか、高齢者の地域における総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに頒布し、啓発に努める。	介護・高齢福祉課
			・保険証の更新の際に同封するしおりやホームページで経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談を紹介したり、高額療養費などの保険給付についての案内を行った。	A	・健康保険料や年金保険料の納付相談や健康保険の給付の案内をすることで必要な情報を適切に提供できた。	・今年度も引き続き経済的に困窮する世帯についての健康保険料・年金保険料の納付相談や高額療養費などの保険給付についてホームページなどを活用しわかりやすく提供していく必要がある。	保険年金課
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し情報提供を行った。	B	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し情報提供を行った。	・他部署からの情報収集に努め、更なる情報提供を図る。	市営住宅課
			・奨学金制度について中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。 また、「広報よっかいち」や「ひとり親・寡婦 家庭のしおり」に記事を掲載した。	A	・関係機関との連携や周知方法の工夫により、市民が必要とする情報を適切に提供することができた。	・引き続き、当課が発信できる場において、「自立のための支援」を促進する意識を持って、情報提供を行っていく。	教育総務課
			・自立生活に必要な情報を収集し、提供した。	A	・男女共同参画センターの相談窓口から、三重県や警察、児童関係の相談先まで一覧にして照会した。	・最新情報への更新を行いつつ、引き続き実施していく。	男女共同参画課
4	④相談体制の充実 (再掲 基本目標3-(2)-②)	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数 3,355件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施 25件 ・男性電話相談9回開催 相談件数 13件	A	・平成27年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・男性電話相談の開催数は平成26年度に比べ1回減少したが、相談件数は増加した。(H26:6件)	・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。 ・男性電話相談については、周知に努める。	男女共同参画課
			・女性のための相談件数 3,355件	A	・不安を感じている被害者に寄り添い、専門家との連携のもと、支援を行った。	・引き続き、専門家との連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
5	心理的支援の充実 (再掲 基本目標3-(4)-③)	◇相談員による継続的な支援の実施	・必要に応じて面接等をおこない、被害者等のケアに努めた。	A	・被害者からの聞き取りを整理し、よりよいながら効果的なアドバイスができるよう支援を行った。	・被害者の立場に立った相談支援を実施する。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			◇臨床心理士相談の実施 ◇心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援	・臨床心理士相談の実施 延べ43件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり  
重点課題2 生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	各種健(検)診・予防接種の充実	◇胃がん、子宮頸がん等各種健(検)診(成人)の実施 ◇高齢者のインフルエンザワクチン等各種予防接種(成人)の実施	・胃がん検診:17,047人 ・大腸がん検診:20,186人 ・乳がん検診(マンモ):7,539人 ・乳がん検診(エコー):1,071人 ・子宮頸がん検診:15,340人 ・肺がん検診:11,220人 ・高齢者インフルエンザワクチン:38,816人 ・高齢者肺炎球菌ワクチン:6,466人	A	・肺がん検診を医療機関で開始し、受診率の向上を図ることができた。 ・予防接種について、接種しやすい環境を整備した。	・各種健(検)診、予防接種について継続し、実施する。	健康づくり課
2	生活習慣病予防、介護予防講座の充実	◇各種生活習慣病予防講座、介護予防講座の実施 ◇がん予防、介護予防等をテーマとした出前講座の実施	・各種健康づくり講座の実施(年2,422回) ・出前講座の実施(年220回)	A	・健康ボランティアと協働し、健康づくり教室を実施した。 ・出前講座では、食生活や運動など、自宅で取り組める方法を交えながら実施した。	・各種講座を関係する健康ボランティア等と協働。	健康づくり課
3	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施 ◇食や運動など健康づくりに関する情報の発信、提供の実施	・成人健康相談:3,083人 ・健康情報の作成および配布(年29回)	A	・相談内容によって必要に応じ、関係機関と連携を図り、適切な対応ができた。 ・年代に応じた健康情報を健康づくり関係団体の協力を得て配布した。	・健康相談を実施(来所相談・電話相談) ・健康情報の内容の充実を図る。	健康づくり課
4	女性医師・女性技師の人材確保	◇女性医師に加え、女性技師(診療放射線技師等)の人材確保に努める	・女性医師を27年度中に8名採用した。 ・女性の診療放射線技師を27年度中に1名採用した。	A	女性医師や女性技師を確保した結果、男女共同参画を進めることができた。	・女性医師に加え、女性技師(診療放射線技師等)の人材確保に努める。	市立四日市病院総務課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性感染症出前講座として四日市市保健予防課と共同して中学校2校、小学校2校の児童生徒保護者を対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また、出前講座を4校で実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導をしていく。出前講座についても、継続的に取り組みをすすめていく。	指導課
		◇関係機関からの性に関する研修会の案内及び情報提供を各学校へ行う	・全ての小・中学校において、職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施。教育委員会事務局からアンケート調査並びに研修会を実施し、啓発を呼びかけた。	A	・未然防止に力点を置き、セクハラ・パワハラ共に、自己チェックシートを作成した。(各自が自己チェックシートで自身の言動を振り返ってから、アンケート調査に答えるという流れ。) ・各校で独自の資料を作成し、研修会を実施する学校が出てきた。	・各校で研修会を実施し未然防止に努める。研修会では、自身の言動や職場の現状を振り返るとともに、セクハラ・パワハラを許さない職場環境をつくるよう啓発を行う。	学校教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座を、市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校のPTAや父母の会に委託し実施。 実施団体 38団体	A	・家庭教育講座において、1団体が性に関する講演会を行い保護者・生徒に対する啓発を行った。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
			・保護者学習会等の中で、多様な性についての視点をもって話をした。	B	・直接「性」について考える学習会でなくても、折にふれ性のあり方は個々に違っていてよいことなどを盛り込みながら話をすることができた。	・性にとらわれず、個人としての多様性を理解する視点をとり入れながら話をしていく。	人権・同和教育課
6	性別に関係なくスポーツに取り組むことができる環境の提供	◇男女に関係なく競技力向上から健康増進まで多様な目的に合わせたスポーツ教室の開催	・エアロビクス、ストレッチ・ヨガなどの各種スポーツ教室の開催するにあたり、男女に関係ない参加募集をする。	A	・各種スポーツ教室では、おおむね100名の参加があり、スポーツに取り組む環境の提供という面では、充実したものとなった。	・引き続き、市民のニーズを多く取り入れた、新しいスポーツ教室の開催を考えていく。	スポーツ課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり  
重点課題2 生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価  
A 実施することができた B 概ね実施することができた  
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。

コード	推進施策	実施事業	27年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・産前・産後サポート事業の実施 (産前 499件 産後 54件 計 553件) ・妊産婦訪問指導 延べ 1,403件 ・妊産婦・乳幼児電話相談 5,783件 ・パパママ教室参加者 妊婦 303人 家族 293人 (うち夫 288人 95%)	A	・パパママ教室においては、父親の参加率が平成26年度の91.9%から平成27年度は95.0%に向上しており、参加した父親に対し、産後の父親の家事育児参画の啓発に努めた。 ・相談者の状況に応じて、保健師や助産師等が専門的指導を実施した。	・引き続き、相談内容に応じて、関係機関と連絡調整し、必要な支援につなげる。	こども保健福祉課
		◇未成年に対するデートDV予防教育出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 14か所で実施 (中学校8校、高校3校、大学1校、教職員2回、参加人数 延べ 2,394人)	A	・中学校747人、高校1,493人、大学108人、教職員46人がデートDVやDVIについて学んだ。「思春期の只中において、異性への関心は高いものの、実際に一对一の交際をまだしたことのない生徒が多い中学生にこそ聞かせたい内容であり、とても有意義だった。」など、教職員からは好評であった。	・中学校においては平成27年度までに22校中14校において実施した。引き続き未実施の中学校へ働きかけを行うとともに、全ての中学校で実施できるように働きかけを行っていく。	男女共同参画課
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	◇妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 ◇育児相談、育児学級の実施 ◇妊産婦、乳幼児訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・妊婦一般健康診査 延べ 32,375件 ・乳児一般健康診査 4,941件 ・1歳6か月児健康診査 2,569人(受診率 97.3%) ・3歳児健康診査 2,634人(受診率 95.4%)	A	・妊娠期から乳幼児期まで、健康診査および訪問指導や相談等を実施し、妊婦と乳幼児、その保護者に対して、必要時、関係機関と連携しながら、必要な支援を提供した。	・引き続き、相談内容に応じて、関係機関と連絡調整し、必要な支援につなげる。	こども保健福祉課
9	子どもの生活リズム向上のための取組の推進	◇推進委員会における幼稚園・保育園・小中学校のモデル校園での実践活動の実施 ◇講演会等による保護者への啓発	・市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校の推進委員会における取組を行った。 実施 11校園 ・生活リズムに関する講演会を行い、保護者に生活リズムの大切さを啓発した。 参加人数 約100人	A	・それぞれの学校園の特色を生かし、生活リズム向上の事業を実施した。また、大学教授を講師として招へいし、生活リズムを整えることの大切さについて啓発する講演会を実施した。	・引き続き同様の事業を進めていくが、講演会は参加者が少ないため、周知方法などを見直し、参加者を増やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
10	喫煙防止のための啓発・指導	◇喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供 ◇未成年者への喫煙等防止の指導	・未成年に対する飲酒防止キャンペーン街頭啓発活動及び未成年者への喫煙防止キャンペーン街頭啓発活動 各1回	A	・未成年に対する飲酒・喫煙等防止キャンペーン街頭啓発活動に参加し、未成年に対し啓発を行った。	・引き続き街頭啓発活動に参加し、各団体と協力しながら啓発活動に努める。	こども未来課 (青少年育成室)
11	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	◇妊婦健康相談の実施(母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発)	・母子健康手帳交付時、就労中の妊婦に対して、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知を行った。	B	・地区市民センター及び市民窓口サービスセンターでの母子健康手帳交付の場合、手帳による周知を行っている。	・引き続き、母子健康手帳交付時に、就労中の妊婦に対して、制度を啓発する。	こども保健福祉課
12	専門家による相談の充実(再掲 基本目標3-(2)-③)	◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師による相談 述69件 ・精神保健福祉士による相談 述146件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した。	・継続して実施する。	保健予防課
13	ライフステージに応じた情報提供	◇更年期講座等の実施	・市民企画講座 1企画3講座実施(参加人数 延べ59人)	A	・女性にも男性にも更年期があること、医師から見た女性と男性の体の違いの講座を開催した。参加者からは「楽しく参考になった。」など好評であった。	・今後も、更年期講座をはじめ、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた正しい情報の提供を行っていく。	男女共同参画課

## 2. 審議会による評価

### (1) 総括評価

平成27年3月に新たに策定された、「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」に基づき全庁的に施策を進められてきている。また、社会情勢の変化に合わせて、プラン策定時には設定されていなかった施策も新たに設定されており、少しずつではあるが着実に進んできていると感じられる。また、プランに関する取組は市のみならず、市民による主体的なものも増加しており、全体として評価することの必要性も感じられる。

近年、多様な性（性的マイノリティ）が新たな課題として取り上げられている。男女共同参画プランの中で位置づけるには難しい部分もあると思われるが、性別に関わりなく個人を尊重するうえでは、広く人権の視点からも看過できない重要な課題である。

### (2) 重点課題ごとの取り組みに対する評価

#### I. 男女共同参画社会実現のための意識づくり

##### 重点課題1「市民意識の広がり」

- ① 男女共同参画センターで開催している「さんかくカレッジ」講座に参加した人数が昨年より増加し、さらに男女共同参画を理解した人の割合も増加していることから、市民意識は広がっていると思われる。今後は、参加者アンケートから、男女別、年代別にも細かく分析できるようにし、その人たち向けの講座を開設していくことが望ましい。
- ② 市民意識が広がっているかを把握するには、講座参加者からのアンケートだけでは難しいことから、毎年実施までは求めないが、市民意識調査を定期的の実施し、経年比較することが望ましい。

##### 重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

- ① 次世代を担う子どもたちに早期から教育することも大切で、これについて重点的に取り組まれていることが数字からも見て取れ評価できる。啓発の対象が保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、教職員となっているが、この対象を結婚前の若い世代まで広げ、企業等と協力し実施することも検討を願いたい。

#### II. 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

##### 重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

- ① 審議会等の女性委員比率が少しずつではあるが、着実に目標値に近づいていることは評価できる。しかし、市として全ての審議会等で取り組むと決めている以上、強い意志を持って女性委員登用を進めてもらいたい。

##### 重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

- ① 男性の育児休暇取得者を増やすために、実際取得した人をロールモデルとして市役所内で共有し、市役所が率先して取り組むことが望まれる。また、その結果を外部に向けて発信することで、民間にも広がっていくことを期待する。

### 重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

- ① ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を表彰することは、他の企業への促進として効果的と思われるが、表彰数が少ないことから、制度の見直しに加え周知についても一層の努力が望まれる。

### 重点課題4「地域社会での男女共同参画の推進」

- ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座が、平成27年度までに、24地区中14地区で実施されたことは非常に評価できる。地域によって取り組みの温度差がなくなるよう、未実施の地区で早期に実施されることを期待する。

## Ⅲ. 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

### 重点課題1「DVを許さない意識づくり」

- ① 若年層への男女平等教育として、学校でデートDV予防教育出前講座や性教育が実施されていることは評価できる。内容について、最近問題となっているSNSの危険性についても併せて啓発すること、また、啓発対象として、生徒だけでなくPTAに対しても広げることが望まれる。

### 重点課題2「安心して相談できる体制づくり」

- ① 相談員の技術向上及びメンタルケアのための研修回数を必要に応じて増加しており、相談員への指導・支援の対応がなされていることは評価できる。技術向上も大事であるが、それ以上にメンタルケアが重要であると思われるため、メンタルケアを十分図れるよう適切な研修回数の設定が望まれる。

### 重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

- ① 現在DV被害を受けている人への支援体制について整ってきてはいるが、過去にDV被害を受け、トラウマを持っている人が立ち直るための講座やプログラムなどが少ないことから、この点についても力を入れていくことが望まれる。

## Ⅳ. 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

### 重点課題1「自立のための支援」

- ① 起業を考えている女性のために、起業の入門講座や販売の実践の場を毎年設定されていることは評価できる。しかし、講座での実践経験後に、本格的に起業をしようとする方に対してのアフターフォローがなく、起業まで導くための支援が望まれる。
- ② 女性の就労のための、講座の開催や相談窓口の開設等支援策が充実してきているのは評価できる。就職するためのノウハウだけでなく、組織の中で仕事をすることに対する心構えなども学べる内容であることが望まれる。

### 重点課題2「生涯を通じた心と体の健康づくり」

- ① 大企業は、育休・産休などの制度が充実して、女性が働きやすい職場になってきているが、中小、零細企業についてはまだまだ充実されていない。そのため、妊娠して辞めざるを得ない現状がまだある。この点も含めて、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を就労中の妊婦だけでなく、企業に対しても積極的に働きかけていくことが望まれる。



### 3. 【参考とする指標】

基本 目標	項 目	基準値	実績値	実績値	備 考
		(H25年度実績)	(H26年度実績)	(H27年度実績)	
1	男女の地位が平等と感じている人の割合 (※)	16.0%	—	—	(基準値) 25年8月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合 (※)	66.8%	—	—	(基準値) 25年8月調査
	男女共同参画センター利用者数	12,203人	13,929人	10,018人	
2	女性人材リスト <sup>1</sup> 登録者数	124人	128人	146人	(基準値) H26.4.1現在 (実績値) 27・28年度実績
	女性の自治会長の割合	4.1%	3.7%	4.4%	(基準値) H26.4.1現在 (実績値) 27・28年度実績
	家族経営協定の締結数	24件	26件	30件	
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	7.9%	7.3%	6.6%	四日市市雇用実態調査より
	保育所待機児童数	51人 (4/1現在9人)	55人 (4/1現在7人)	124人 (4/1現在59人)	H27年度に制度改正
3	男女共同参画センターにおける相談件数 上記の内、DVに係る相談件数	3,594件 2,278件	3,485件 2,086件	3,355件 2,157件	
	一時保護を行った件数と人数	件数 10件 人数 30人	件数 10件 人数 21人	件数 11件 人数 26人	
	DV防止法による保護命令の発令件数	3件	5件	1件	
4	一人親家庭等医療費助成受給者数	6,193件	6,088件	5,994件	
	児童扶養手当受給者数	2,706件	2,546件	2,420件	
	生活保護を受給している母子世帯数	225世帯	264世帯	246世帯	
	男性向け相談件数	22件	6件	13件	
	臨床心理士相談の件数	47件	47件	43件	

(※) の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。